

第2章 知的障害受刑者に関する特別調査

第1節 調査の目的及び方法

1 はじめに

－我が国の刑事施設入所者の中に、知的障害を有する者がどの程度いるのか？－ この疑問に対して、例えば厚生労働科学研究報告書（2009）では、受刑者の知能指数に関する「矯正統計年報」データを基に、「IQ69以下の者が22.8%」と指摘している。一方で、法務省矯正局公表資料（2007）によれば、平成18年10月31日の時点で、全国15庁の刑務所に収容されている受刑者27,024人のうち、知的障害者又は知的障害が疑われる者は410人であり、その比率は1.5%となる。

このように、依拠するデータにより、知的障害を有する受刑者の比率に大きな乖離が見られる。前者では、矯正統計年報の「新受刑者の知能指数（相当値）」データを基にしており、IQ70未満の受刑者を知的障害（の疑いのある）者にとらえると、その数は全入所受刑者の2～3割に及ぶこととなる。受刑者の知能に関する検査は、財団法人矯正協会作成のCAPAS（Correctional Association Psychological Assessment Series）（**巻末資料1-1**参照）を用いて実施されているが、「矯正統計年報の知能指数の統計は、あくまでもIQ相当値であること、知的障害は知能指数以外の要素も合わせて判定されるものであることから、IQ相当値のみをもって知的障害者数を把握することは正確ではない。」（椿2008）。このような理由から、平成25年に発刊された「平成24年矯正統計年報I」では、CAPASの検査値による統計について、「知能指数（相当値）」から「能力検査値」と名称が変更されている。一方、法務省矯正局公表資料では、対象となる施設を限定したサンプル調査であり、かつ知的障害者が相当数受刑していることが想定される医療刑務所が調査対象外となっていることから、この調査をもって、我が国の刑事施設全体の知的障害者等の比率を示したものとは言い難い^(*)。

また、知的障害を有する受刑者の特徴等に関する先行研究としては、例えば、下田ら（2012）は、ある男子刑務所入所受刑者のうち、知的障害又はその疑いとされた受刑者とそれ以外の受刑者各90人の特徴を比較調査した。その結果、知的障害又はその疑いとされ

(*)1 この調査では、比較的規模が大きな15庁を調査対象としており、その内訳は、A指標の者を収容する施設が4庁、B指標の者を収容する施設が11庁で、医療刑務所は含まれず、また男子受刑者のみを調査対象としている。平成18年における受刑者の一日平均収容人員が6万9,301人（矯正統計年報による。）であったことから、全受刑者の約40%を対象としたサンプル調査となる。そのため、「今回の調査はサンプル調査であり、上記の比率はいずれも刑事施設における知的障害者全体についての傾向を表すものではありません。」とただし書きが付されている。

た受刑者は、執行刑期が短く、また、低学歴の者、浮浪生活を送っていた者、暴力団所属歴・薬物使用歴がない者、飲酒による問題行動歴を有する者がいずれも多く、さらに、懲罰回数が多い傾向が認められた。また、同じ調査対象者により、相澤ら（2012）は、知的障害又はその疑いとされた受刑者を、一般処遇群（一般工場で就業している者）と処遇上配慮群（養護工場又は単独室で就業する者）とに分けて、初めての反則行為を起こすまでの期間を比較した。その結果、一般処遇群の方が短期間で反則行為を起こしていることが明らかになった。しかし、この研究では、調査対象が、主としてB指標の者を収容する男子施設1か所であり、調査対象者数も限られていることから、全ての刑事施設、知的障害を有する受刑者に対して、この研究から導き出された特徴を一般化することは困難であろう。

2 調査の目的

このように、これまで我が国では、知的障害を有する受刑者について、大規模調査の結果を基に、知的障害を有する受刑者の正確な人員、受刑者全体に占める比率、特徴等が公表されることがなかった。そこで、本調査では、全ての処遇施設を対象とし、また、9か月間という比較的長い期間における入所受刑者を対象として調査を実施することとした。

本調査は、刑事施設に在所している知的障害を有する又はその疑いのある受刑者の実態（その人数及び特性）を明らかにするとともに、これらの者に対する各施設における処遇の実情（特に、組織体制、障害に配慮した処遇状況、特別調整を中心とした生活環境の調整の方法等）等について把握することを目的とした。

3 調査の方法

（1）用語の定義

「知的障害を有する（受刑）者」及び「知的障害の疑いのある（受刑）者」を、以下のとおり定義する。

知的障害を有する（受刑）者

各刑事施設において知的障害を有すると診断された者をいう。すなわち、矯正統計上の精神状況についての分類が「知的障害」とされた者と同義である。

知的障害の疑いのある（受刑）者

各刑事施設において、CAPAS 能力検査等によって、知的障害の精査が必要と判定された者のうち、その後の精査によって知的障害の可能性が高いが、医師による確定診断や発症時期の証明等が未了のため、知的障害の認定に至っていない者をいう。

以下、特に断らない限り、「知的障害を有する（受刑）者」と「知的障害の疑いのある（受

刑)者」を合わせて「知的障害受刑者」という。

(2) 調査対象・方法

本調査では、各刑事施設に対する調査(以下「処遇概況等調査」という。)と、入所受刑者のうち知的障害受刑者に関する調査(以下「知的障害受刑者調査」という。)の二つの調査を実施した。

処遇概況等調査に関する調査票(巻末資料2参照)及び知的障害受刑者調査に関する調査票(巻末資料3参照)を、全国77か所の刑務所(刑務支所及び社会復帰促進センターを含む。)及び少年刑務所に送付し、各施設の職員が、調査票にデータを入力する形で行った。

第2節 処遇概況等調査

処遇概況等調査は、全国の刑事施設本所のうち拘置所を除いた、刑務所 62 庁（社会復帰促進センター 4 庁を含む。）及び少年刑務所 7 庁並びに刑務支所 8 庁の合計 77 庁（以下「調査対象施設」という。）を対象とし、調査時点（調査依頼日は平成 24 年 12 月 11 日、回答締切日は 25 年 1 月末日。）における各施設の処遇概況等について調査を実施した。

主な調査項目は、平成 24 年末現在の知的障害受刑者の人員及び療育手帳所持者の人員、知能水準及び認知症の評価の実施状況、職員の配置状況、知的障害受刑者に対する処遇状況、特別調整を中心とした生活環境の調整の状況等であり、処遇状況、生活環境の調整の状況等については、記述式の回答を求めた。

分析に当たっては、77 の全施設分のデータを分析対象とした。その内訳を収容対象となる受刑者の性別で見ると、男子施設 64 庁（83.1%）、女子施設 7 庁（9.1%）、男女施設 6 庁（7.8%）であり、犯罪傾向の進捗等による収容区分で見ると、A 指標の者（犯罪性の進んでいない者）を収容する施設（以下「A 施設」という。）が 27 庁（35.1%）、B 指標の者（犯罪性の進んでいる者）を収容する施設（以下「B 施設」という。）が 37 庁（48.1%）であり、これら以外は、W 指標の者（女子）を収容する施設（以下「W 施設」という。）が 7 庁（9.1%）、医療刑務所が 4 庁（5.2%）、その他（A 指標の者・B 指標の者いずれも収容する混合施設）が 2 庁（2.6%）である（巻末資料 1－2 参照）。

なお、調査項目ごとの基礎集計表は巻末資料 4 に、本節 1 項(2) で見た収容区分別の知的障害者の人員・比率に関する統計的検定結果の詳細は巻末資料 5 に、それぞれ掲載した。

1 基本データ

はじめに、処遇概況等調査によって得られた基本データを記述する。

(1) 知的障害受刑者の人員・比率に関するデータ

2-2-1-1 表は、平成 24 年末現在の調査対象施設における知的障害受刑者の人員・比率を見たものである。知的障害受刑者人員は 1,274 人（男子 1,207 人・女子 67 人）で、その内訳は、知的障害を有する者 774 人・知的障害の疑いのある者 500 人である。また、受刑者総数から F 指標及び刑執行開始時の処遇調査未了等を除いた^{(*)2} 人員を分母として、知的障害受刑者の比率を算出すると、総数では 2.4% であり、比率（ r ）の誤差範囲^{(*)3} は、

(*)2) F 指標の者の場合、日本語が十分理解できないことにより、CAPAS 能力検査を実施しなかったり、知的障害の診断ができなかったりする者が含まれていることが予想されるため、分母から除外した。

(*)3) 95%信頼区間における標準誤差（ σ ）を計算したもので、以下の式による。

$$\sigma = 1.96 \times \sqrt{r(100 - r) / N} \quad (\text{ただし、} r = \text{比率、} N = \text{サンプル数})$$

2.3 ≤ r ≤ 2.6 となる。

2-2-1-1表 知的障害受刑者の人員

(平成24年12月31日現在)

区 分	総 数	男 子	女 子
調査対象施設における受刑者総数 (A)	56,039	51,671	4,368
F 指 標 人 員 (B)	2,138	1,900	238
処遇調査未了等により 知的障害の判定不能の人員 (C)	1,320	1,235	85
知的障害受刑者 人員 (D)	1,274	1,207	67
比 率 (%)	2.4 (2.3-2.6)	2.5 (2.3-2.6)	1.7 (1.3-2.0)
知的障害を 人員 (D')	774	735	39
有 する 者 比 率 (%)	1.5 (1.4-1.6)	1.5 (1.4-1.6)	1.0 (0.6-1.4)
知的障害の疑いのある者 人員	500	472	28

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 比率は、以下の式による。

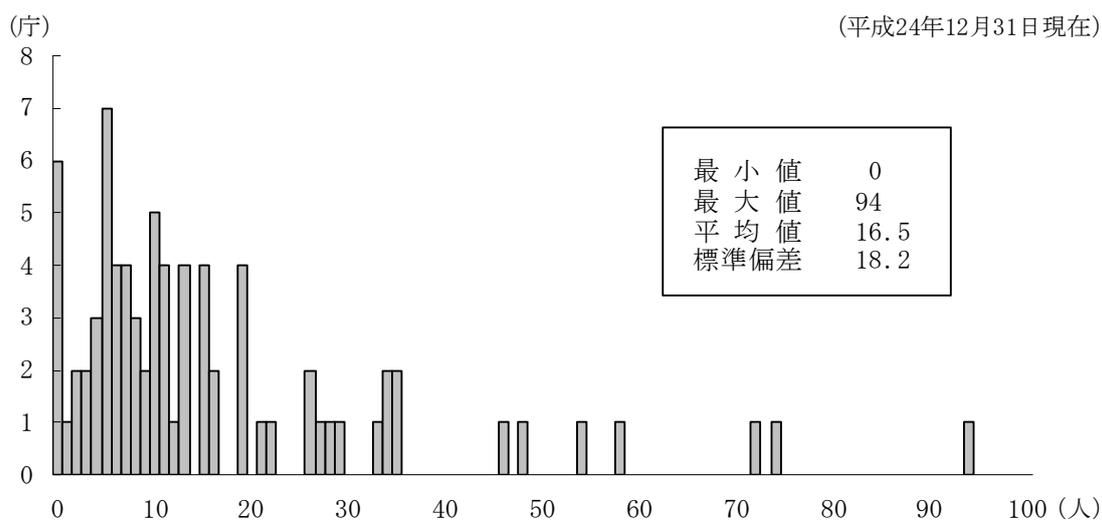
$$\text{知的障害受刑者の比率 (\%)} = \frac{D}{A - (B + C)} \times 100$$

3 () 内は、95%信頼区間における誤差範囲である。

次に、これを施設単位で見ることにする。**2-2-1-2 図**は、平成24年末現在の、各施設における知的障害受刑者の人員の分布を見たものである。人員がゼロである施設が6庁ある一方、50人を超える施設が5庁ある（府中刑務所、喜連川社会復帰促進センター、大阪刑務所、岡崎医療刑務所及び福岡刑務所。これらの施設における取組については、本節6項(1)参照。)。一施設当たりの知的障害受刑者人員の平均は16.5人である。

2-2-1-2 図 各施設における知的障害受刑者の人員の分布

(平成24年12月31日現在)

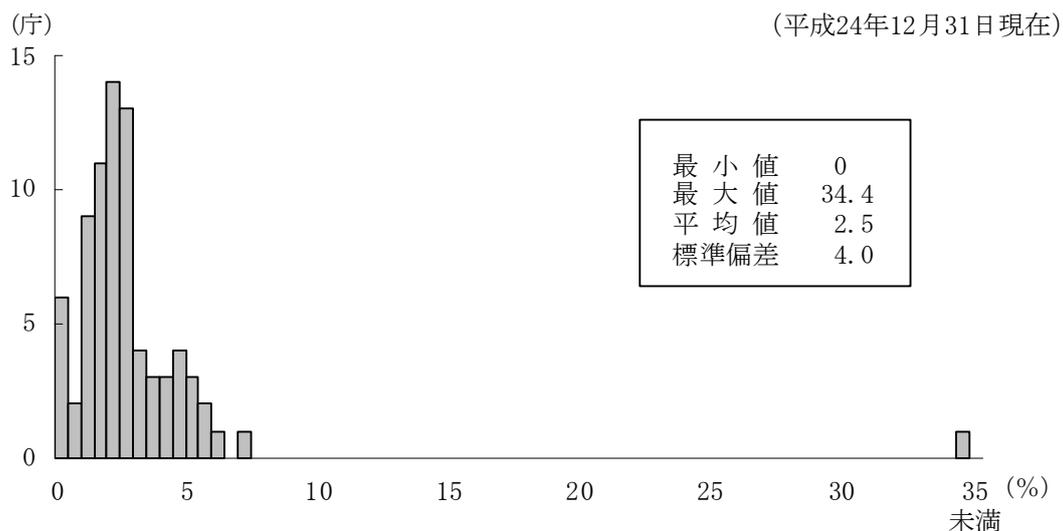


注 法務総合研究所の調査による。

なお、本節の2-2-1-5表では、他国と合わせるため、99%信頼区間で再計算した。

2-2-1-3 図は、平成 24 年末現在の、各施設における受刑者総数に対する知的障害受刑者の比率の分布を見たものである。1～2%台に集中しているが、1施設だけ 34.4%の施設がある（医療刑務所）。一施設当たりの知的障害受刑者の比率の平均は 2.5%である。平均値（ r ）の誤差範囲^(*4)は $1.6 \leq r \leq 3.4$ となる。

2-2-1-3 図 各施設における知的障害受刑者の比率の分布



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 横軸の比率は、例えば「5%」については「4.5%以上5.0%未満」を示す。

平成 24 年末現在の一施設当たりの知的障害受刑者の人員及び比率を、収容区分別に見たのが 2-2-1-4 図である。人員については、医療刑務所、B施設、A施設、W施設の順に多いが、4区分間に統計的な差は認められない。比率については、医療刑務所は、それ以外の収容区分に比べて顕著に高いという当然の結果となったが、A施設、B施設、W施設の間には統計的な差は認められない^(*5)。

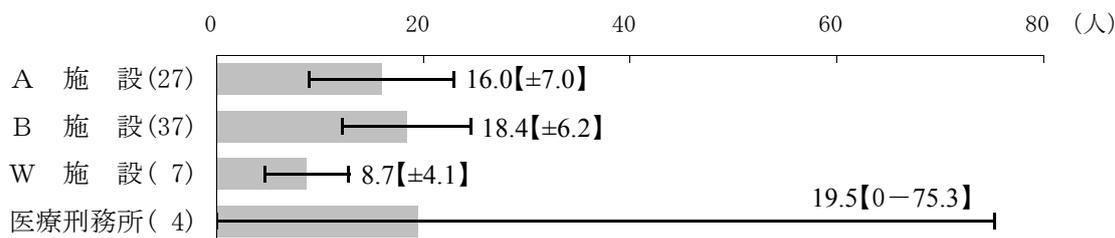
(*4) 95%信頼区間における標準誤差である。

(*5) 一元配置の分散分析及び多重比較法 (Tukey HSD 検定) による。統計的検定結果については、巻末資料 5 参照。

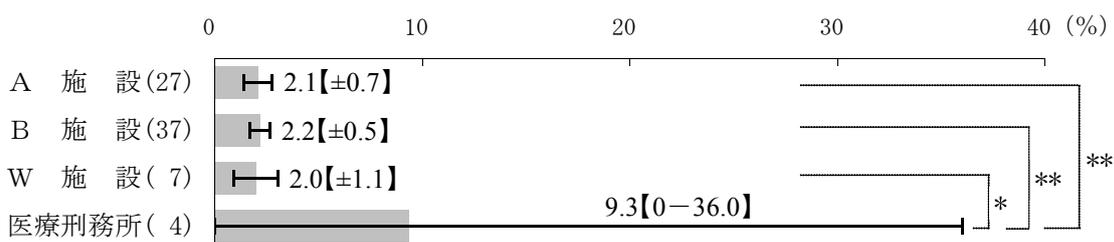
2-2-1-4 図 収容区分別 一施設当たりの知的障害受刑者の人員・比率

(平成24年12月31日現在)

① 人員



② 比率



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「A施設」とは、A指標の者を収容する施設を、「B施設」とは、B指標の者を収容する施設を、「W施設」とは、W指標の者を収容する施設を、それぞれ指す。

3 「その他」の施設（A指標の者・B指標の者いずれも収容する混合施設）を除く。

4 ** は1%水準 ($p < 0.01$) で、* は5%水準 ($p < 0.05$) で、それぞれ有意差があることを示す。

5 () は施設数を、【 】内は95%信頼区間における誤差範囲を、それぞれ示す。

次に、我が国の知的障害受刑者の比率について国際的位置を見る。Fazel ら (2008) は、知的障害受刑者に関する世界6か国・地域の10調査、合計1万1,969人分のデータをメタ分析により解析したが、その結果に、処遇概況等調査の結果を追記したのが2-2-1-5表である。6か国・地域の知的障害受刑者の比率は、0%から2.9%の間にある。ここから考えると、我が国の知的障害受刑者の比率は、これらの国・地域と大きく異ならない。ただし、他国・地域の調査対象者人員は、最も多いもので3,900人、最も少ないもので81人であり、我が国の平成24年末現在の調査対象施設における全受刑者を対象とした調査と比べると、サンプルが非常に小さい。そのため、これらの国・地域についての数値は、処遇概況等調査結果と比べると、精度が相当落ちるものと考えられる。

2-2-1-5表 知的障害受刑者に関する各国比較

国・地域	年	未決・既決の別	最終診断のツール	調査者	性別	知的障害受刑者人員・比率等				
						調査対象者人員(A)	知的障害者人員(B)	B/A %	99%信頼区間	平均年齢
米 国	1988	既決	WAIS-R	P	男	2,156	32	1.5	1.0- 2.3	29
					女	178	2	1.1	0.2- 5.6	29
イングランド及びウェールズ	1990	既決	臨床判断	D	男	2,052	11	0.5	0.3- 1.1	28
	1994	既決	臨床判断	D	女	258	6	2.3	0.9- 6.2	29
	1996	未決	臨床判断	D	男	651	5	0.8	0.3- 2.3	28
					女	169	4	2.4	0.7- 7.6	31
イングランド	1995	未決	WAIS-R	P	男	157	0	0	0 - 4.1	30
	1996	未決	臨床判断	D	男	441	6	1.4	0.5- 3.7	28
オーストラリア	1988	未決及び既決	WAIS-R	P	男	594	10	1.7	0.8- 3.7	NA
					女	81	0	0	0 - 7.6	NA
	1990	既決	WAIS-R, WJSIB, 臨床判断	P	男	968	* 10	1.0	0.5- 2.2	28
ニュージーランド	1997	既決	WAIS-R, 臨床判断	P	男	3,900	* 18	0.5	0.3- 0.8	NA
					女	164	* 0	0	0 - 3.9	NA
ドバイ	1997	既決	臨床判断	D	男	142	4	2.9	0.8- 9.0	29
日 本	2013	既決	CAPAS, WAIS-III	P	男	48,536	1,207	2.5	2.3- 2.7	45
					女	4,045	67	1.7	1.1- 2.2	43
			臨床判断	D	男	48,536	735	1.5	1.4- 1.7	42
					女	4,045	39	1.0	0.4- 1.5	40

- 注 1 Fazel, S., et al. (2008) のデータに、我が国のものを追加したものである。
 2 「最終診断のツール」欄の「WJSIB」は、Woodstock Johnson Scales of Independent Behaviourを指す。
 3 「調査者」欄の、Dは精神科医、Pはサイコロジストを指す。
 4 「知的障害者人員(B)」欄の「*」を付したデータは、推計値である。
 5 「平均年齢」欄は、「NA」はデータがないことを示し、日本は知的障害受刑者調査による。

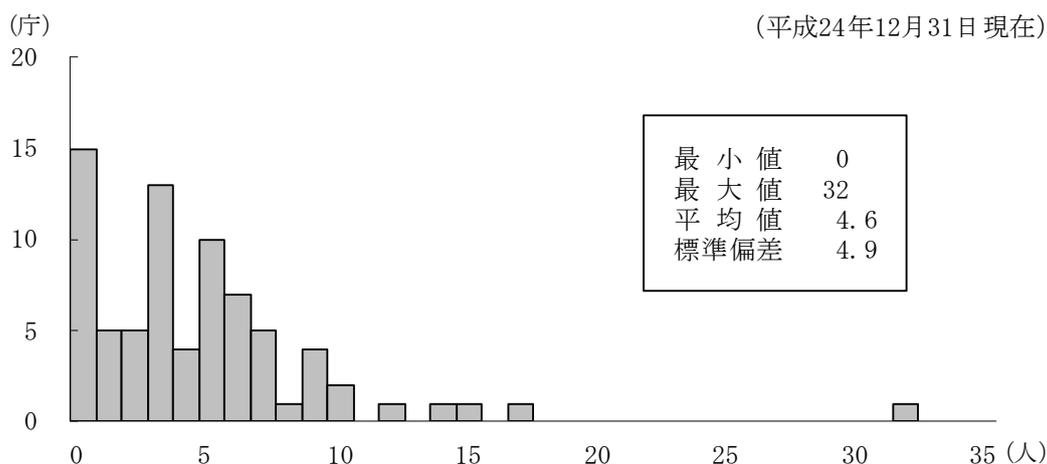
(2) 療育手帳所持者に関するデータ

平成 24 年末現在の調査対象施設における受刑者総数のうち療育手帳所持者の人員は、351 人(男子 318 人・女子 33 人)であり、受刑者総数(F 指標及び処遇調査未了等を除く。)に対する比率^(*6)は 0.7%(男子 0.7%, 女子 0.8%), 知的障害受刑者に対する比率は 27.6%(男子 26.3%, 女子 49.3%)である。これを、各施設における人員の分布で見たのが **2-2-1-6 図** である。人員がゼロである施設が 15 庁(19.5%)ある一方、15 人を超える施設が 2 庁見られ(府中刑務所及び岡崎医療刑務所。これらの施設における取組については、本節 6 項(1)参照。), これは、知的障害受刑者人員が多い施設とおおむね一致する。一施設当たりの人員の平均は 4.6 人である。

(*6) F 指標の者の中にも、療育手帳所持者がいないとは限らないが、知的障害受刑者の比率を算出した同様の方法で計算した。

2-2-1-6 図 各施設における療育手帳所持者の人員の分布

(平成24年12月31日現在)



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 不詳を除く。

(3) 特別調整対象者の人員・比率に関するデータ

2-2-1-7 表は、調査対象施設における特別調整の対象となった者（以下「特別調整対象者」という。）の出所人員を見たものである。この制度が開始された平成 21 年 4 月 1 日から 24 年末までの特別調整対象者の出所人員総数は 1,124 人で、このうち知的障害受刑者は 320 人（28.5%）である。これを 22 年と 23 年で比較すると、知的障害受刑者の出所人員総数は若干増加（前年比 19.9%増）しているが、このうち特別調整対象者の出所人員は大幅に増加（前年比 146.9%増）しており、知的障害受刑者の出所人員総数に占める特別調整対象者の比率も、15.5%から 31.9%と大幅に上昇している。これには、地域生活定着支援センターの設置が進んだことが、一つの要因として考えられる^(*)7)。次に、仮釈放率^(*)8)を見ると、知的障害受刑者の出所人員総数では 22 年、23 年、24 年の順に、42.1%、39.6%、44.2%であるが、このうち特別調整対象者の仮釈放率は、13.0%、14.8%、8.2%である。全国の出所受刑者の仮釈放率が、49.1%、51.2%、53.5%である（矯正統計年報による。）のと比較すると、知的障害受刑者の方が若干低い程度にとどまっているが、釈放後の住居のない者を対象とする特別調整対象者は、大幅に低い結果となっている。

(*)7) 地域生活定着支援センターは、平成 21 年中に 7 か所設置されたが、その後 22 年中に更に 31 か所設置されたことから、23 年からおおむね軌道に乗り始めたものと考えられる。なお、未設置の都県についても、23 年中に 8 か所、24 年中に 2 か所設置され、全ての都道府県に整備された。

(*)8) 以下の式による。

$$\text{仮釈放率 (\%)} = \frac{\text{仮釈放者}}{\text{仮釈放者} + \text{満期釈放者}} \times 100$$

2-2-1-7表 特別調整対象者の出所人員

① 特別調整対象者 (平成21年4月1日～24年12月31日の累計)

区 分	人 員
特別調整対象者の出所人員総数	1,124
うち、知的障害受刑者	320 (28.5)

② 知的障害受刑者の出所事由別 (平成22年～24年)

区 分	総 数	出 所 事 由		
		仮 釈 放	満期釈放	そ の 他
知的障害受刑者の 出所人員総数	22年 316 23年 379 24年 463	126 145 196	173 221 247	12 9 19
うち、 特別調整対象者	22年 49 (15.5) 23年 121 (31.9) 24年 143 (30.9)	6 17 11	40 98 123	1 3 -

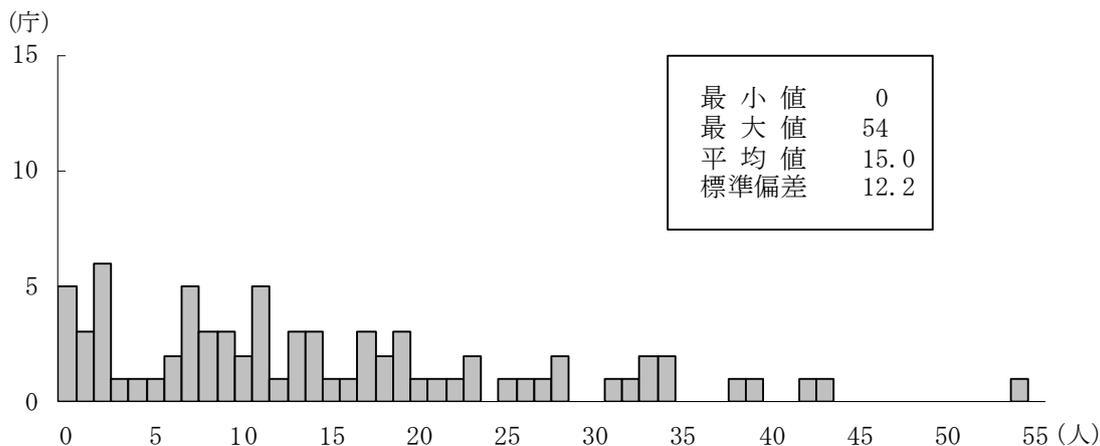
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ()内は、出所人員総数に占める比率である。
 3 出所事由の「その他」は、死亡等である。
 4 ②は、出所事由の内訳が不詳の施設があるため、出所事由別人員の合計は総数と一致しない。

2-2-1-8 図は、各施設における特別調整対象者の出所人員の分布を見たものである。知的障害受刑者については、5人以下が3分の2を占めているが、15人を超える施設も3庁見られる（和歌山刑務所、岡崎医療刑務所及び福岡刑務所。これらの施設における取組については、本節6項(2)参照。）。

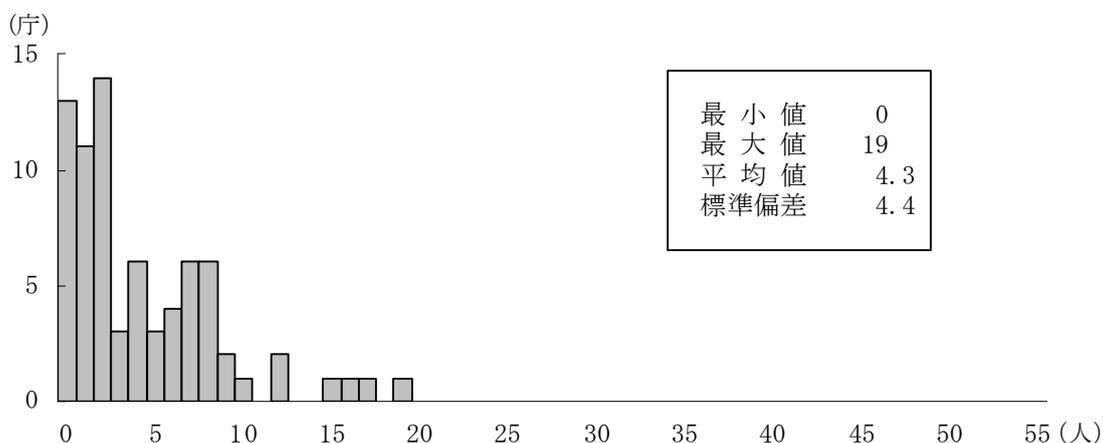
2-2-1-8 図 各施設における特別調整対象者の出所人員の分布

(平成21年4月1日～24年12月31日の累計)

① 総数



② 知的障害



注 法務総合研究所の調査による。

2 知能水準及び認知症の評価の実施状況等

(1) CAPAS 能力検査及び個別知能検査の実施状況等

CAPAS 能力検査(巻末資料 1-1 参照)は、主に作業適性や思考判断能力を測定する CAPAS I と主に基礎学力を測定する CAPAS II があり、その両方を使用している施設は 59 庁 (76.6%)、CAPAS I のみを使用している施設は 14 庁 (18.2%) である (*9)。

CAPAS 能力検査が検査不能であった場合等を実施する個別知能検査において、主に使用している検査は、WAIS が 72 庁 (93.5%) であり、その他の検査としては、コース立方体組合せ検査が 7 庁 (WAIS と併用している場合を含む。) である (検査の概要については、

(*9) その他 4 施設については、刑務支所 2 庁では、本所で CAPAS 能力検査を実施しており、医療刑務所 2 庁では、移送元施設で CAPAS 能力検査を実施している。

巻末資料 1－1 参照)。また、個別知能検査を実施する職員については、自庁職員である場合が半数を超えている（44 庁，57.1%）が、少年鑑別所職員と共同で行う又は全て依頼する場合も約 4 割（30 庁，39.0%）に上る。

（2）認知症の評価の実施状況等

平成 24 年末現在の調査対象施設における受刑者総数のうち、認知症と診断された人員^{（*10）}は 125 人（男子 112 人・女子 13 人）である。これを施設ごとに見ると、人員がゼロである施設が 36 庁（46.8%）ある一方、10 人を超える施設が 2 庁見られ（府中刑務所及び喜連川社会復帰促進センター。これらの施設における取組については、本節 6 項(1)参照。）、これは、知的障害受刑者人員が多い施設と一致する。一施設当たりの人員の平均は 1.6 人である。

認知症の評価について、スクリーニングを実施しているのは 49 庁（63.6%）で、その主な実施者は、心理技官である調査専門官（調査に携わっている刑務官を含む。）が 28 庁（実施している施設の 57.1%）、社会福祉士・精神保健福祉士が 11 庁（同 22.4%）である。スクリーニングに使用する検査としては、HDS-R が 46 庁（同 93.9%）と大半で、これに MMSE を併用している施設も見られる。この他、心理検査等による精査も併せて実施している施設は 11 庁（14.3%）で、その主な内容としては、WAIS-III がほとんどである（これらの検査の概要については、巻末資料 1－1 参照）。

認知症の疑いのある場合の医師による診断について、「自庁の医師が診断」が 37 庁（48.1%）、「外部医療機関に受診」が 4 庁（5.2%）である。

3 職員の配置状況等

知的障害受刑者に対する処遇調査、矯正処遇、特別調整等の実施に係る職員（常勤，非常勤を問わない。）として、調査専門官（心理技官）、社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、介護福祉士が配置されているところ、「近隣の少年施設に共助依頼」、「近在施設の社会福祉士等支援を依頼」との回答が見られ、他施設・機関の協力を得ながら対応している状況がうかがえる。

その他、知的障害受刑者に対して日常場面で対応する職員の状況としては、専従的に対応する職員は配置されていないものの、該当受刑者が多く就業する工場（養護工場が設置されている施設においては当該工場）の担当職員が対応するケースが多い状況である。

（*10）調査時点において、血管性認知症、アルツハイマー型認知症等の認知症が認められる者及びその疑いのある者をいう。

4 処遇の実情

(1) 居室配置

知的障害受刑者の居室配置に当たって何らかの配慮をしている(「対人適応力等を考慮して配置」、「共同室への配置はなるべく回避している」)のは47庁(61.0%)である。具体的には、次のような回答があった。

- ・ 障害を持つ者に対して、許容的な又は面倒見の良い受刑者や、本人を介助できる受刑者と同室にする。
- ・ できる限り、同程度の知的障害を有する者が同室になるように配慮。
- ・ 本人に対する日常生活の補助が行えるよう、共同室で生活させることが多い。
- ・ 居室棟内の担当台(各居室を担当する刑務官が執務する場所のこと)近くに配置。

(2) 作業・職業訓練

作業上の配慮事項として、「作業内容や本人の能力・適性を考慮して指定」が52庁(67.5%)を占める。「専用の工場等あり」^(*11)は、5庁である(府中刑務所、喜連川社会復帰促進センター、播磨社会復帰促進センター、岡崎医療刑務所及び島根あさひ社会復帰促進センター。これらの施設における取組については、本節6項(1)参照。)

具体的な配慮として、次のような回答があった。

- ・ 紙製品加工、工程の単純作業(軽作業、内掃、木材磨き、不良品検査等)を指定。
- ・ 養護的な働き掛けができる工場を指定。
- ・ 単純作業であるが、いくつかの種類を用意して、飽きさせないような工夫をする。
- ・ 洗濯工場の一区画に配役し、簡単な作業に従事させる。
- ・ 高齢受刑者、身体障害受刑者と同じ工場、作業内容を指定するが多い。
- ・ 機械指定がなされない場合が多いが、指定された場合でも、大型プレス機等重大な怪我を負う可能性がある機械の指定はしない。

その他、危険な作業については、「原則として指定しない」が58庁(75.3%)を占める。

知的障害者向け職業訓練を実施しているのは5庁である(府中刑務所、喜連川社会復帰促進センター、播磨社会復帰促進センター、岡崎医療刑務所及び島根あさひ社会復帰促進センター。これらの施設における取組については、本節6項(1)参照。)

(3) 障害を配慮した教育・指導

(*11) ここでいう「専用の工場等あり」とは、障害の程度が受刑者の集団の中では、比較的重い者への知的障害者向けの工場があるものをいい、「作業内容や本人の能力・適性を考慮して指定」の条件を充足しているものをいう。

知的障害者用の配布資料^(*12)や教材等を使用しているのは10庁(13.0%)で、補習教育^(*13)を実施しているのは29庁(37.7%)である。

日常生活の指導^(*14)について、「対応専任職員等による指導を実施している」が12庁(15.6%)である。具体的な指導として、次のような回答があった。

- ・ 知的障害受刑者の場合、自己の体調について自覚できていなかったり、言葉にして訴えることができにくかったりすることから、本人の健康状態について、工場担当者等の職員が綿密な動静視察を実施。
- ・ 基本的な生活態度・習慣が身に付いていない者が多いことから、出所後の生活に支障が生じないように、工場及び居室において、可能な限り個別に分かりやすく指導。
- ・ 工場担当、工場区長、面接担当者が、巡回時に積極的声掛けにより心情把握。

再犯防止等のための指導^(*15)について、「障害を考慮したプログラムを実施している」が8庁(10.4%)である。具体的な指導として、R3(巻末資料1-2参照)の調整プログラム^(*16)のほか、次のような回答があった。

- ・ 一般改善指導「行動適正化指導」の一環として「窃盗・詐欺再犯防止指導」実施。
- ・ 社会性が著しく劣る者(人との関係作りが不得手な者)を対象とした「社会性涵養プログラム」に、知的障害受刑者が含まれている。
- ・ 一般改善指導「育成指導」として、補習教育のほか、図画工作、園芸指導等を実施し、精神的及び身体的機能の改善・向上を図るとともに、自発的に物事に取り組む意欲を育むための働き掛けを実施。
- ・ 過去に、障害のない者と同一グループで指導を開始したが、知的障害受刑者は途中で挫折し、講義について来られなくなった。現在、小集団を編成して指導する場合は、別グループを編成。
- ・ 満期釈放の場合、釈放前指導において、重点的に個別指導を実施。

5 生活環境の調整の実情

(*12) 所内生活のしおりや教育用の教材等、知的障害受刑者が閲覧する専用の資料をいう。

(*13) ここでいう「補習教育」とは、読み書き・計算等、日常生活に支障のない生活を送る上で必要な基礎的な学力の補強のための指導であり、E1(巻末資料1-2参照)の指定の有無は特に問わない。

(*14) ここでいう「日常生活の指導」とは、知的障害受刑者の指導に当たる工場担当職員や心情把握等のために定期的に面接指導等に当たる職員からの働き掛けをいう。

(*15) 一般改善指導や特別改善指導等のプログラムで、特に知的障害受刑者向けのプログラムを実施している場合をいう。

(*16) 知的能力に制約のある対象者が理解しやすいように内容を調整したプログラムで、平成22年度から、府中刑務所、大阪刑務所、川越少年刑務所及び奈良少年刑務所において実施されている(法務省矯正局成人矯正課2012)。なお、本節6項(1)の事例参照。

調査対象施設で実施している生活環境の調整のうち、特に特別調整の実情について分析する。

(1) 特別調整における課題

特別調整の実施状況に関して、「問題がある」としたのは32庁(41.6%)である。

問題に関する回答・意見は次のとおりであり、「刑事施設の体制等の問題」、「関係機関の問題」、「制度自体の問題」及び「受刑者本人の問題」に大別された(このうち、「受刑者本人の問題」については、本項(2)で記述する。)

ア 刑事施設の体制等の問題

- ・ 専門的に事務を行うスタッフの配置がなく、処理可能人員に限りがある。
- ・ 精神科医師が配置されていないため、診断書や意見書の作成に苦慮する。

イ 関係機関の問題

- ・ 受刑中の療育手帳取得に当たり、地方公共団体との調整に苦慮する(例えば、時間を要すること、都道府県によって判定基準が異なることなど)。
- ・ 受入施設が受刑者に対して不安を抱いており、受入施設の確保が困難である。
- ・ 多数回受刑者については、調整に時間を要する。
- ・ 候補者が多く、地域生活定着支援センターの処理能力を超えている。
- ・ 保護観察所や地域生活定着支援センターの対応が、都道府県によって異なる。

ウ 制度自体の問題

- ・ 自宅を有している単身居住者が制度の対象とならない。
- ・ 支援が必要と思われても、本人の同意が得られず支援ができないことがある。
- ・ 福祉的支援のみでは、改善更生が困難な受刑者も多い。
- ・ 本人の生活歴等の調査が困難である(例えば、知的障害の発症時期の特定、特別支援学校・学級所属の有無、少年期の関係記録の入手等)。

(2) 特別調整を希望しない者や特別調整不適の者の特徴等

特別調整は、定められた要件を満たす者のみ対象となる。特別調整対象者は、矯正施設被収容者であって、次の6要件を全て満たすものとされている。

- ① 高齢(おおむね65歳以上をいう。)であり、又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があると認められること
- ② 釈放後の住居がないこと
- ③ 高齢又は身体障害、知的障害若しくは精神障害により、釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること
- ④ 円滑な社会復帰のために、特別調整の対象となることが相当であると認められること

こと

⑤ 特別調整の対象者となることを希望していること

⑥ 特別調整を実施するために必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に、保護観察所の長が個人情報を提供することについて同意していること

そのため、矯正施設、更生保護官署、福祉施設の職員が特別調整相当と判断しても、福祉サービスの受益者たる受刑者本人が希望・同意しないために調整ができないなどの問題が、以前から指摘されてきた（古川 2011）。そこで、これらの者に対する生活環境の調整の在り方を考える前提として、特別調整を希望しない者や特別調整不適の者（特別調整の要件には該当するが、特別調整に基づく出所後の処遇・支援になじまないなどの理由で選定されない者をいう。）の特徴等について分析する。

ア 特別調整を希望しない者の特徴

特別調整を希望しない者の特徴等について記述式の回答を求めたところ、次のような回答があった。

（ア）本人の理解力、判断力等によるもの

- ・ 特別調整の制度が理解できない者
- ・ 将来を見通す能力が欠如しており、危機感を持つことができない者
- ・ 親族から引受けを拒否されても、そうした現状を受け入れられなかったり、把握する能力が弱かったりするため、親族のもとへの帰住に固執する者

（イ）自己の障害を受容できないことによるもの

- ・ 本人に知的障害の認識がない者
- ・ 「自分一人で何でもできるので支援は不要である」と言い張る者

（ウ）釈放後の生活が制約・拘束されることを嫌って拒否することによるもの

- ・ 福祉施設の規則や集団生活を嫌う者
- ・ 福祉機関を敵対視していたり、不信感を抱いていたりする者
- ・ ホームレス生活、放浪生活をいとわず、自由な生活を望む者
- ・ 他人を頼る気持ちがなかったり、他人との関わりに煩わしさを感じたりする者
- ・ 酒が好きで、福祉施設等で禁酒をするのであれば、支援不要と言う者

イ 特別調整不適の者の特徴

特別調整不適の者の特徴等について記述式の回答を求めたところ、次のような回答があった。

（ア）本人の心身状況・性格特性によるもの

- ・ 精神障害の病状が重篤である者
- ・ 人格の偏りが大きい者
- ・ 粗暴性がある者、粗暴な反則行為を反復している者
- ・ 福祉施設における集団生活になじまないと思われる者

- ・ 過去に、福祉施設を無断退所したことがある者
- (イ) 再犯リスクによるもの
- ・ 重大な他害行為（殺人、放火、性犯罪等）を行った者
 - ・ 暴力団に加入していた者
 - ・ 再犯が強く懸念される者
 - ・ 調整先の福祉施設所在地周辺で、問題行動が顕著であった者

(3) 特別調整に関する特色・対応

各施設における特別調整に関する特色・対応について記述式の回答を求めたところ、次のような回答があった。

ア 本人に対する説明

- ・ 社会福祉士、医務課医師、工場担当者等による複数回の面接を実施し、特別調整制度に対する不安を軽減。
- ・ 特別調整制度を利用しないで出所した場合のデメリットを詳しく説明し、できる限り説得。
- ・ 特別調整に当たって、必ずしも希望どおりにならないことを、事前によく説明。
- ・ 特別調整の制度を説明する際に、概念図や紙芝居のような絵図を用いるなどして、分かりやすく説明。

イ 他機関等へのバトンタッチ

- ・ 独自に、福祉施設やNPO法人等へ引受けを依頼。
- ・ 保護観察所へ連絡し、釈放時に「保護カード」を交付して更生緊急保護の措置へつなげる。
- ・ 本人の帰住希望先を管轄する障害者相談事業所と連携して、釈放後の支援につなぐ。本人には、事業者の概要を説明し、連絡先等を提示。

(4) 生活環境の調整全般に関する問題点と対応策

特別調整のほか、通常的生活環境の調整の問題点と対応策について、記述式の回答を求めたところ、次のような回答があった。

ア 通常的生活環境の調整実施上の問題点

(ア) 本人の問題

- ・ 自力で、遠方の帰住地へ戻れない。
- ・ たとえ仮釈放となっても、保護観察所への出頭や更生保護施設への帰住をせず、結果的に保護できない場合がある。また、たとえ帰住しても、ささいな対人トラブルなどにより、出奔する場合がある。
- ・ 更生保護施設への帰住を勧めても、集団生活の煩わしさを理由に拒否する。

- ・ 帰住先について、本人の意向が頻繁に変わったり、本人の帰住先に関する申出が事実と異なるなど、一般受刑者よりも、調整に時間を要する。

(イ) 引受人・帰住先の問題

- ・ 引受人自身も、障害を有していたり、監護能力に問題があったりする。
- ・ 引受人について、本人の障害への理解が乏しかったり、適切な対応ができなかったりして、適切な支援につながらない。
- ・ 引受人が、本人の引受けに不安を感じている。
- ・ 引受人が、本人の年金を費消している又はこれに依存している。

(ウ) 関係機関との連携の問題

- ・ 更生保護施設へ帰住する場合、本人の健康状態や障害の特性等の情報について、十分な引継ぎが必要。
- ・ 帰住地の地方公共団体の協力が必要となるが、支援や協力体制に地域差がある。

イ 通常的生活環境の調整実施上の対応策

(ア) 本人への働き掛け

- ・ 特別調整対象者でない者についても、本人の希望により、障害年金の受給申請、療育手帳の取得や福祉サービスの紹介等の援助を実施。
- ・ 就労意欲及び能力のある者に対しては、職業安定所等の協力を得て、就労支援を実施。
- ・ 円滑な社会復帰や基礎的な社会生活知識の取得を目的とした、特化プログラムの実施及びできるだけ早期の補習教科指導の実施。
- ・ 福祉制度を分かりやすく説明するため、イラストを使った資料を作成。

(イ) 引受人・帰住先に関する対応

- ・ 満期釈放であっても、出所当日に出迎えに来る家族等の有無を事前確認し、出迎えがない場合は、必要に応じて、乗車保護（最寄り駅まで官用車で送り、電車に乗るまで職員が付き添う。）や保護移送（釈放時保護のため、帰住地に近接する刑事施設へ移送する。）を実施。

(ウ) 関係機関との連携・対応

- ・ 施設の社会福祉士と障害者相談支援事業所の担当者がネットワークを作り、支援協力依頼がスムーズに行えるようにしている。
- ・ ホームレス支援団体、救護施設その他の機関との連携。
- ・ ケース検討会議等を実施し、社会福祉士や作業療法士等との共通理解を深め、それを本人に対する支援に生かす。
- ・ 実際に特別調整対象者を受け入れた福祉施設を訪問し、受入後の状況、矯正施設への希望や課題を把握するなど、今後の受入れにつながるよう連携強化。

6 各施設の実情

今後の執務の参考に資するため、各施設の実情を紹介する。なお、この内容は、処遇概況等調査に関する調査票の回答のうち、主として自由記述部分を要約したものに、実地調査を行った施設についてはその結果も加えたものである。

(1) 処遇に関する実情

ここでは、知的障害受刑者人員、療育手帳所持者又は認知症と診断された人員が多かった、又は知的障害受刑者向けの専用工場等又は職業訓練を有する7施設（府中刑務所、喜連川社会復帰促進センター、大阪刑務所、播磨社会復帰促進センター、岡崎医療刑務所、島根あさひ社会復帰促進センター及び福岡刑務所）について、処遇に関する実情を紹介する。

【府中刑務所】^(※17)

○職員配置状況等

知的障害者の一部を集禁（集めて処遇すること）している養護工場がある。そこでは、処遇部門の担当職員、作業専門官、民間の陶芸家が協力して窯業に従事させている。

○作業・職業訓練の内容や実施形態等の特色

知的障害者の一部を特定の養護工場に集禁し、窯業の職業訓練を実施。また、これらの者を対象として、外部講師による社会福祉講話、道徳講話をそれぞれ隔週で実施。

○補習教育

小学校程度の国語と算数を毎月1回ずつ実施。

○日常生活の指導

上記窯業工場には、調査専門官が毎日巡回しており、窯業訓練を受けている知的障害者に声掛けを行ったり、工場担当職員から動静について聴取したりするなどして、心情把握等に努めている。

○改善指導等再犯防止のための指導

R3の調整プログラムを実施。

道徳教育及び自分の名前を丁寧に記入する練習を実施。

【喜連川社会復帰促進センター】

○居室配置

特化ユニット受刑者は、バリアフリーの専用収容棟に収容。

(※17) ここで紹介した養護工場、窯業の職業訓練、R3の調整プログラム等については、福永(2012)が詳細に紹介している。

○作業・職業訓練の内容や実施形態等の特色

特化ユニット^(*18)として精神・知的障害者を集禁した処遇区を設けて専用の作業・教育を実施。

特化ユニット対象者向け職業訓練として、作業療法的効果をねらい、デザインモザイク科、竹細工科、窯業科、第二園芸科を設定。

○改善指導等再犯防止のための指導

障害類型に応じた一般改善指導として、円滑に社会復帰できる力の獲得を目的とした特化ユニットプログラムとして、ちぎり絵作成、粘土作品作成の知的障害者プログラム（ものづくりプログラム）を実施。また、R3の調整プログラムを受講した者に対して、メンテナンス調整プログラムを実施。

【大阪刑務所】

○職員の配置状況等

高齢者や医療上、身体上の問題を抱える者を集禁した養護工場とは別に、知的な制約がある者や対人関係において精神面でストレスを抱えやすい者を集禁した工場を設置し、工場担当職員を配置。

○補習教育

刑執行開始時指導に先立って、学力調査テスト（小・中学生レベルの算数（計算）及び国語（書き取り））を実施し、その成績も踏まえて補習教科指導の対象者を選定。

○日常生活の指導

調査専門官等の処遇関与担当者が必要に応じて面接を行って、本人のつまずきに応じた助言を行ったり、工場や寮舎の担当職員への情報提供を行ったりしている。

○改善指導等再犯防止のための指導

R3の調整プログラムを実施。

【播磨社会復帰促進センター】

○居室配置

特化ユニット受刑者は必ず単独室に配置。

○作業・職業訓練の内容や実施形態等の特色

職業訓練として、農業・園芸・窯業の3種目がある。農業は矯正指導日以外の毎日、窯業は週2日、園芸は週1日実施し、それぞれに外部の専門家を講師として招へい。

(*18)「特化ユニット」とは、「一部の社会復帰促進センターに設けられた、特定の障害をもつ被収容者を集めてその障害に対応した特別の処遇を実施するための区域をいう。喜連川、播磨及び島根あさひの各社会復帰促進センターには、身体又は精神に障害のある受刑者を集めた特化ユニットがある。障害者に対し、その障害に配慮し、障害の症状緩和を図り、障害から起因する再犯を防止するための各種の治療、矯正処遇等を実施する。」（鴨下ら 2009）。

職業訓練以外については、電気製品組立、タオル検品、プラスチック組立、ブロック玩具組立等の作業に従事させている。

○補習教育

社会（都道府県名・県庁所在地名等）、国語（履歴書・封筒の宛名の書き方、敬語）、算数（計算）について重点的に取り組ませる。

○日常生活の指導

平素の動静視察及び心情把握では察知し難い、特化ユニット受刑者の心身の異変等を探知することを目的として、少なくとも毎月1回以上の頻度で、対象受刑者を受け持つ担当職員又は必要に応じて監督係や主任矯正処遇官がマンツーマンで面接を実施。

○改善指導等再犯防止のための指導

特化ユニット受刑者を対象とする一般改善指導として、アニマルセラピー講座、クラウニング講座（自己表現力や対人コミュニケーション能力の向上をねらいとする講座）、SST（生活技能訓練）（日常会話技能編・問題解決技能編・就労技能編）、認知行動療法講座、包括的作業療法（健康管理・運動機能向上プログラム）を実施。

【岡崎医療刑務所】

○居室配置

老朽施設で単独室が少ないため、単独室の確保に苦慮。

○作業・職業訓練の内容や実施形態等の特色

作業療法的な効果をねらって、窯業や園芸を積極的に実施。窯業は、陶磁器製造科の職業訓練となっている。

○知的障害者用の配布資料・教材等

自立支援教育で使用している資料等を使用。

○補習教育

少年矯正施設の共助も得て、希望者に対して、小学校レベルの読み書き・計算能力を指導。

○改善指導等再犯防止のための指導

一般改善指導として自立支援教育を実施。社会福祉士や福祉事務所職員等が、社会生活で自立に必要な知識や生活保護申請等の福祉サービスの利用方法等を、SSTやグループワークを交えながら指導することにより、ライフスキル向上等を図っている。

【島根あさひ社会復帰促進センター】

○居室配置

一般の受刑者と居住空間を分離し、定員30名とするユニットを三つ設けている。

○作業・職業訓練の内容や実施形態等の特色

職業訓練種目には、神楽面・衣装製作、石見焼製作、石州和紙製作などがある。これらの訓練については、職業技能の習得というより、むしろ作業療法的意味合いを持たせ、日常生活における自立を目指し実施。

○改善指導等再犯防止のための指導

mの符号の対象者（**巻末資料1－2**参照）に対しては、一般受刑者に実施している「被害者理解プログラム」を、その特性に配慮してアレンジした「内省プログラム」を実施し、また、「薬物依存離脱指導」、「飲酒プログラム」等の教育プログラムを、その特性に配慮した単元数や時間構成として実施。

【福岡刑務所】

○作業・職業訓練の内容や実施形態等の特色

養護工場（紙細工等）を指定することが多い（ただし、養護工場には、高齢者、身体障害者も指定しており、知的障害者専門というわけではない。）。本人の能力・適性次第では、一般の工場を指定することもある。

○改善指導等再犯防止のための指導

性犯罪者の場合は、知的障害を有していても、性犯罪再犯防止指導を実施するように尽力しているが、それ以外の指導については、知的障害者の場合、プログラム除外を検討する方が多い（指導内容を理解できない、ドロップアウトする、といった可能性があるため。）。

（2）特別調整に関する実情

ここでは、特別調整の対象となった知的障害受刑者の出所人員が15人を超えた3施設（和歌山刑務所、岡崎医療刑務所及び福岡刑務所）について、特別調整に関する実情を紹介する。

【和歌山刑務所】

○特別調整対象者の選定手続、生活環境の調整上の働き掛け等の概要・特色等

入所時調査時、「生活環境調整状況通知書」処理時及び仮釈放審査時等を捉えて、特別調整候補者に該当する受刑者情報を特別調整担当職員に連絡し、担当職員及び社会福祉士が候補受刑者と面接し、本人の意思を確認している。

○知的障害受刑者に対する通常的生活環境の調整実施上の問題点等

これまで、引受人が引受意思を示している場合の調整は積極的に行っていなかったが、引受人の監督能力が不足している場合には、地域生活定着支援センターを利用した調整を行うよう、担当保護観察官へ個別に連絡し、協力を依頼している。また、引受人に受刑者の障害に対する理解があり、積極的に社会資源を活用する意欲がある場合であれば、保護観察所と刑務所（非常勤である社会福祉士の活用）の連携で福祉的措置を講

じている。

○知的障害受刑者に対する生活環境の調整や円滑な社会復帰に当たり施設独自に実施している事項

同県内にある更生保護施設が、就労し自立可能な受刑者以外にも、福祉支援を要する受刑者を受け入れて調整を進めるケースが増えている。更生保護施設、地域生活定着支援センターとの連携を密に行っている。

【岡崎医療刑務所】

○特別調整対象者の選定手続、生活環境の調整上の働き掛け等の概要・特色等

入所時調査において、入所受刑者全員に特別調整の趣旨を説明し、希望する者については、刑期終了日の約6か月前を目途に所内で審査をし、特別調整選定会議で選定している。一方、特別調整が適切と思われるが、希望しない者には、特別調整の目的等を懇切丁寧に説明して、可能な限り対象者となるよう指導している。

生活環境の調整においては、保護観察所を経由して、地域生活定着支援センターに本人の保護上必要な情報を提供したり、引受先の更生保護施設職員による面接等を実施したりして、確実な帰住先確保を行っている。

○知的障害受刑者に対する通常的生活環境の調整実施上の問題点等

知的障害者の場合、親元に帰住しても、親が指導監督を放棄したり、親自身の知的障害が原因で本人を放置したりして、再犯に陥り、数日で逮捕される者がいる。そこで、そのような事態が予想される場合、帰住予定地を福祉施設等へ変更するよう指導するが、知的障害者の多くは住み慣れた場所以外での生活を頑なに拒むことが多く、自己の犯罪の原因が家庭環境や生活環境にあることを理解できていない。

このような者には、職員が帰住予定地変更を指導するものの、最終的には本人の意思を尊重して、再犯の可能性の高い帰住地へ帰さざるを得ない状況である。

○知的障害受刑者に対する生活環境の調整や円滑な社会復帰に当たり施設独自に実施している事項

知的障害者には、出所後に福祉施設へ入所したものの、施設になじめず数日で飛び出したり、出所直前になって福祉施設への入所を拒んだりする者が散見される。そこで、受刑中に福祉施設職員が来所し、受刑者に直接会って施設の生活状況を分かりやすく説明することにより、円滑な受入体制を確保している。

その他、療育手帳等の取得手続を在所中に行うほか、治療中の者には、紹介状や数日分の薬を交付して、釈放後の円滑な福祉・医療支援につながるよう最大限に配慮している。

【福岡刑務所】

○特別調整対象者の選定手続，生活環境の調整上の働き掛け等の概要・特色等

知的障害の判定は，本来ならば，CAPAS 能力検査でのスクリーニング・個別知能検査結果を踏まえて実施されなければならないが，調査専門官の負担が重いだけに，個別知能検査は限定的にしか実施できていない。このため，精神科医から知的障害との診断を受けて特別調整の対象者を選定する運用にしている。なお，知的障害者は，行動が決められている刑務所では適切に振る舞うこともしばしばで，障害の存在が見落とされがちでもあり，定期再調査時での再確認を心掛けてきた。

○知的障害受刑者に対する通常的生活環境の調整実施上の問題点等

更生保護施設は，「就労自立者」向きであり，知的障害受刑者は帰住不可となることが多い。

知的障害者の親族も，何らかの障害を有することが多い。

知的障害でかつ性犯罪（小児わいせつ等）の者であれば，受入先の開拓は非常に困難である。

本人自身が，自分が障害者であることを認めず支援が難航する。

他障害（てんかん，アルコール依存症等）を併有していることが多い。

支援サービスの内容がなかなか理解できない。

○知的障害受刑者に対する生活環境の調整や円滑な社会復帰に当たり施設独自に実施している事項

療育手帳取得関連の連絡調整，障害基礎年金申請にかかる医師の診断書作成等を主として実施。このほか，社会資源の確保・地域との連携推進のため，県社会福祉士会所属の社会福祉士を招いた施設見学会・意見交換会（年2回），県内精神科病院ソーシャルワーカーを招いた施設見学会・意見交換会（年1回），保健所等関係者の施設見学（随時）を実施。

第3節 知的障害受刑者調査

知的障害受刑者調査は、平成24年1月1日から同年9月30日までに処遇施設に入所した者（確定時の施設から移送を受けた場合及び処遇施設において刑が確定し刑の執行が開始された場合を共に含む。）のうち、知的障害受刑者（ただし、F指標（**巻末資料1-2**参照）の者を除く。）548人を対象に調査を実施した（以下、調査対象である知的障害受刑者を「調査対象者」という。）。その内訳は、知的障害を有する者が296人（54.0%）、知的障害の疑いのある者が252人（46.0%）である。

主な調査項目は、基本的属性（入所時年齢、性別）、犯罪に関する事項（罪名、犯行の手口、刑期、入所度数、保護処分歴・刑の執行猶予歴、処遇指標）、生活環境・生活歴に関する事項（住居・家族状況、就労状況、教育歴、暴力団加入歴）、心身状況に関する事項（CAPAS能力検査値、個別知能検査IQ、知的障害以外の疾病・障害、療育手帳の所持状況、各種福祉サービス受給状況）、再入者に関する事項（再犯期間、前刑時の状況等）、刑事施設における処遇に関する事項である。このうち、刑事施設における処遇に関する事項は、調査時点（調査依頼日は平成24年12月11日、回答締切日は25年1月末日。）における回答結果である。

分析に際しては、調査対象者と比較するため、法務省大臣官房司法法制部の資料に基づき、調査対象者と同時期の入所受刑者1万8,463人分のデータ（以下「入所受刑者総数」という。）を用いた。

なお、調査項目ごとの基礎集計表は**巻末資料6**に、調査対象者と入所受刑者総数との対比に関するクロス表・統計的検定結果の詳細は**巻末資料7**に、CAPAS能力検査値・個別知能検査IQに関連する要因の統計的検定結果の詳細は**巻末資料8**に、再犯期間に関連する要因の統計的検定結果の詳細は**巻末資料9**に、それぞれ掲載した。

1 基本的属性

（1）入所時年齢

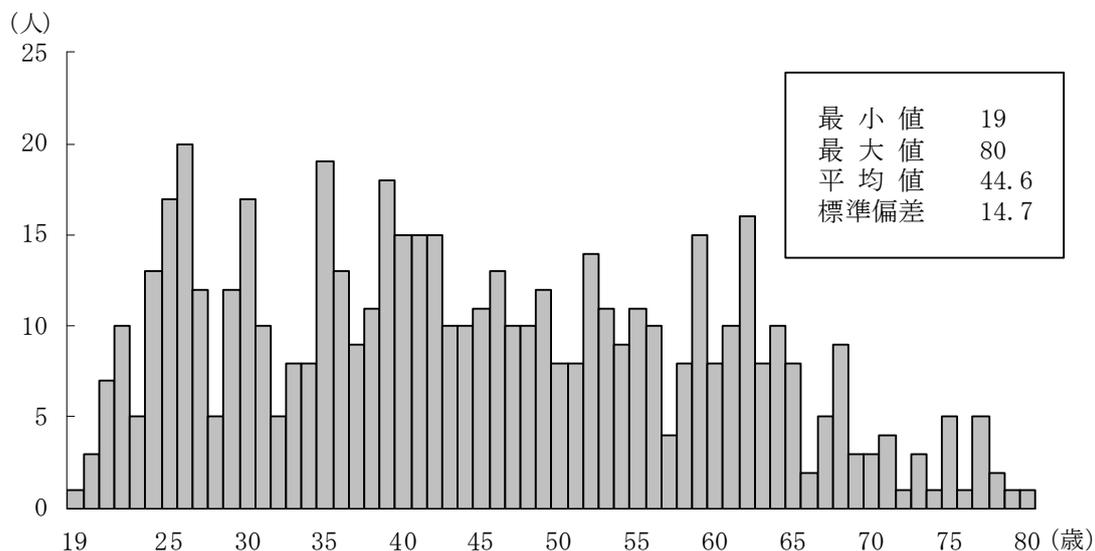
調査対象者の入所時年齢について、**2-3-1-1** 図はその分布を見たものであり、**2-3-1-2** 図は年齢層別構成比を入所受刑者総数と対比したものである。

平均値は、調査対象者が44.6歳、入所受刑者総数が44.3歳であり、両者の間には統計的な差は認められない^(*19)。しかし年齢層別構成比で見ると、調査対象者は入所受刑者総数と比べて、「29歳以下」の構成比が高く、「30～39歳」及び「40～49歳」の構成比が低い。更に、年齢層を「29歳以下」、「30～49歳」、「50歳以上」の3区分にすると、調査対

(*19) t検定による（等分散を仮定しない）。統計的検定結果については、**巻末資料7**参照。

象者は入所受刑者総数と比べて、「29歳以下」及び「50歳以上」の構成比が高く、「30～49歳」の構成比が低いという結果となる。

2-3-1-1図 年齢の分布



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 入所時の年齢による。

2-3-1-2図 年齢層別（入所受刑者総数との対比）

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
調査対象者 (548)	19.2	21.5	22.1	17.9	9.5	9.9
入所受刑者総数 (18,463)	15.0	25.6	26.1	16.7	7.7	8.9

注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 入所時の年齢による。ただし、不定期刑の受刑者については、判決時の年齢による。

(2) 性別

2-3-1-3図は、調査対象者の性別を入所受刑者総数と対比したものである。調査対象者と入所受刑者総数との間に、統計的な差は認められない。

2-3-1-3 図 性別（入所受刑者総数との対比）

	男	女
調査対象者 (548)	92.9	7.1
入所受刑者総数 (18,463)	91.0	9.0

注 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 犯罪に関する事項

(1) 罪名・犯行の手口

2-3-2-1 表は、調査対象者の罪名を、入所受刑者総数と対比したものである。調査対象者は、窃盗が半数を超えていることが特徴である。また、入所受刑者総数と比べて、窃盗、強制わいせつ・同致傷、放火及び殺人の構成比が高く、覚せい剤取締法及び道路交通法の構成比が低い。

2-3-2-1 表 罪名（入所受刑者総数との対比）

区 分	調査対象者	入所受刑者総数
総 数	548 (100.0)	18,463 (100.0)
窃 盗	289 (52.7) *	6,269 (34.0)
詐 欺	39 (7.1)	1,427 (7.7)
覚 せい 剤 取 締 法	31 (5.7)	4,840 (26.2) *
強 制 わ い せ つ ・ 同 致 死 傷	23 (4.2) *	250 (1.4)
傷 害	23 (4.2)	765 (4.1)
放 火	16 (2.9) *	124 (0.7)
殺 人	13 (2.4) *	216 (1.2)
道 路 交 通 法	12 (2.2)	928 (5.0) *
強 姦 ・ 同 致 死 傷	9 (1.6)	236 (1.3)
強 盗	9 (1.6)	283 (1.5)
住 居 侵 入	8 (1.5)	235 (1.3)
恐 喝	8 (1.5)	196 (1.1)
強 盗 致 死 傷	7 (1.3)	226 (1.2)
横 領 ・ 背 任	7 (1.3)	286 (1.5)
そ の 他	54 (9.9)	2,182 (11.8)

- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 矯正統計の罪名区分による。
 3 () 内は、構成比である。また、「*」は、調査対象者と入所受刑者総数を比較したとき、その構成比が有意に高い ($p < 0.05$) ことを示す。

次に、その犯行の手口を見ると、窃盗（万引き）が 23.4%、窃盗（侵入盗）が 15.5%、性犯罪が 6.9%、覚せい剤取締法（自己使用）が 5.5%、詐欺（無銭飲食）が 3.8%である。

このうち、手口別の検挙人員の統計がある窃盗（万引き）、窃盗（侵入盗）及び詐欺（無銭飲食）について、それぞれの人員・各罪名に占める比率を見たのが**2-3-2-2表**である。入所受刑者である調査対象者と検挙人員では、厳密な比較はできないが、調査対象者は、窃盗のうち侵入盗、詐欺のうち無銭飲食の比率が高いことがうかがえる。

2-3-2-2表 犯行の手口

区 分	調査対象者	(参考) 成人検挙人員総数
窃 盗	289	115,494
万 引 盗	128 (44.3)	73,434 (63.6)
侵 入 盗	85 (29.4)	8,074 (11.0)
詐 欺	39	10,156
無 銭 飲 食	21 (53.8)	※ 2,462 (24.2)
(参考) 無 銭	…	3,568 (35.1)

- 注 1 法務総合研究所の調査及び警察庁の統計による。
 2 成人検挙人員総数は、平成24年の数値である。また、犯行時の年齢による。
 3 「※」は、平成16年以降、警察庁の統計に計上されていないため、15年における詐欺全体に占める無銭飲食の比率（24.2%）を基にした推計値である。
 4 () 内は、各罪名に占める比率である。

(2) 刑期

2-3-2-3 図は、調査対象者の刑期を入所受刑者総数と対比したものである。調査対象者は入所受刑者総数と比べて、「1年以下」の構成比が低い。

2-3-2-3 図 刑期別（入所受刑者総数との対比）

	1年以下	2年以下	3年以下	5年以下	5年を超える
調査対象者 (548)	16.2	38.0	25.2	14.2	6.4
入所受刑者総数 (18,453)	22.0	37.5	22.8	12.0	5.7

- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 不定期刑は、刑期の長期による。
 3 「5年を超える」は、無期を含む。
 4 「入所受刑者総数」は、拘留の者を除く。

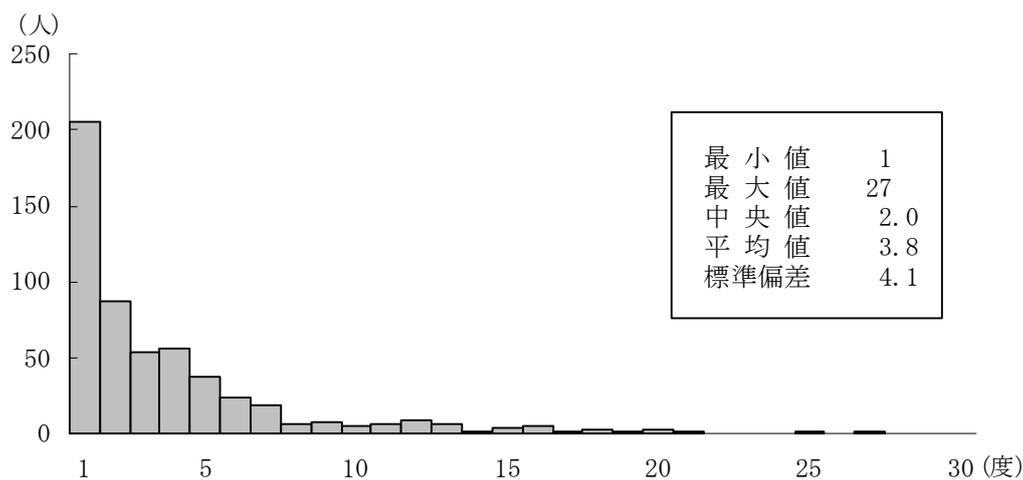
(3) 入所度数

調査対象者の入所度数について、**2-3-2-4 図**はその分布を見たものであり、**2-3-2-5 図**は構成比を、年齢層別に見たもの及び入所受刑者総数と対比したものである。

調査対象者では、年齢が上がるにつれて入所度数も増える様子が見え、「65歳以上」

では、「5度以上」が68.5%を占める（入所受刑者総数では43.9%。**巻末資料7**参照。）。また、入所度数の平均値は、調査対象者が3.8度、入所受刑者総数が3.1度であり、両者の間には統計的な差が認められる^(*20)。入所度数別構成比で見ても、調査対象者は入所受刑者総数と比べて、「5度以上」の構成比が高い。

2-3-2-4図 入所度数の分布



注 法務総合研究所の調査による。

(*20) t検定による（等分散を仮定しない）。統計的検定結果については、**巻末資料7**参照。

2-3-2-5図 入所度数別（年齢層別・入所受刑者総数との対比）

① 年齢層別

	1 度		2 度		3 度	4 度		5 度以上
29 歳 以下 (105)	67.6		25.7		6.7			
30 ～ 39 歳 (118)	42.4		14.4	16.9	14.4	11.9		
40 ～ 49 歳 (121)	33.1		14.9	8.3	14.9	28.9		
50 ～ 59 歳 (98)	28.6		13.3	9.2	15.3	33.7		
60 ～ 64 歳 (52)	21.2	11.5	11.5	5.8	50.0			
65 歳 以上 (54)	9.3	11.1	5.6	5.6	68.5			

② 入所受刑者総数との対比

	1 度	2 度	3 度	4 度	5 度以上
調査対象者 (548)	37.6	15.9	9.9	10.2	26.5
入所受刑者総数 (18,463)	41.3	18.0	11.8	8.5	20.4

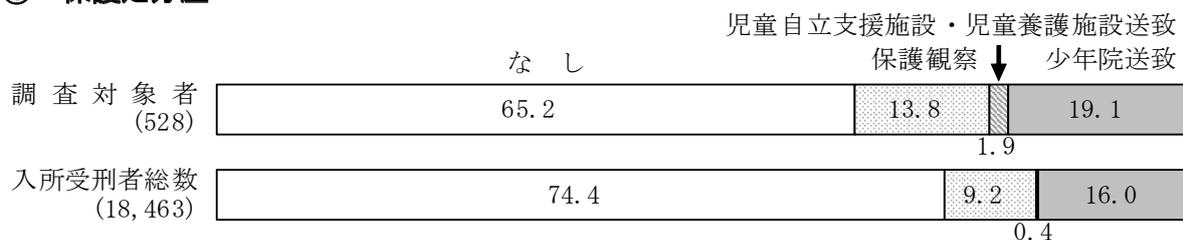
注 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

(4) 保護処分歴・刑の執行猶予歴

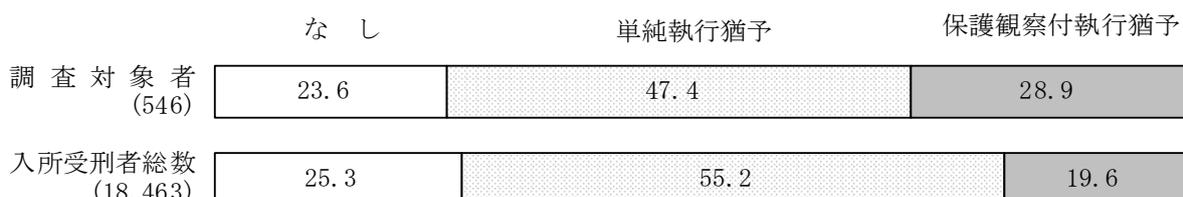
2-3-2-6 図は、調査対象者の保護処分歴及び刑の執行猶予歴を入所受刑者総数と対比したものである。調査対象者は入所受刑者総数と比べて、保護処分歴においては「保護観察」、 「児童自立支援施設・児童養護施設送致」の構成比が高く、「なし」の構成比が低く、総じて、保護処分歴が多い。執行猶予歴においては「保護観察付執行猶予」の構成比が高く、「単純執行猶予」の構成比が低い。

2-3-2-6 図 保護処分歴・執行猶予歴別（入所受刑者総数との対比）

① 保護処分歴



② 刑の執行猶予歴

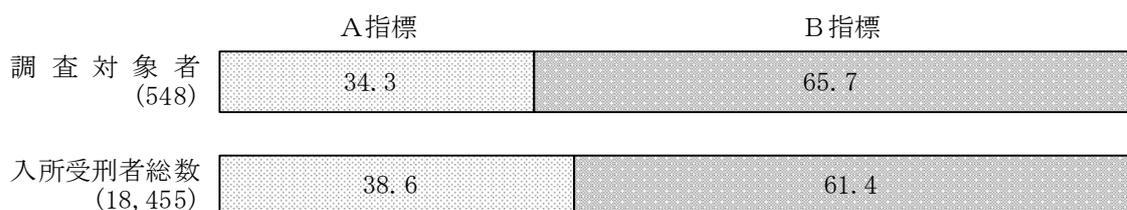


- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 複数の種類の処分歴がある場合は、該当するもののうち最も右の欄の項目にそれぞれ計上している。
 3 不詳を除く。

(5) 処遇指標

2-3-2-7 図は、調査対象者の犯罪傾向の進捗を入所受刑者総数と対比したものである。調査対象者は入所受刑者総数と比べて、「B指標」の構成比が高いが、これは、本項(3)で見たとおり、調査対象者の方が、入所度数が多いことによると考えられる。

2-3-2-7 図 犯罪傾向の進捗別（入所受刑者総数との対比）



- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 入所受刑者総数については、未決定の者を除く。

調査対象者の矯正処遇の種類・内容に関する処遇指標を見ると、作業については、V1は7.8%である。特別改善指導は、R1が8.0%、R2が0.4%、R3が3.8%、R4が4.0%、R5とR6がそれぞれ2.4%である。教科指導については、E1が15.5%、E2が1.3%である。属性に関する処遇指標を見ると、Mが13.5%、Pが1.8%、Wが6.9%、Lが1.5%、Yが4.7%である（各指標の説明については、巻末資料1-2参照。）

3 生活環境・生活歴に関する事項

(1) 住居・家族状況

刑事施設入所前の居所は、「自宅」が56.2%で最も高いが、「不定・浮浪」も27.0%に上る。これを入所受刑者総数と比べると、「住居不定」の者の構成比は、調査対象者が27.2%、入所受刑者総数が20.2%で、調査対象者の方が高い（巻末資料7参照）。

家族状況について、親族等がいる者は80.1%で、身寄りがいない者は17.9%である（本節6項(2)参照）。また、2-3-3-1図は、調査対象者の配偶状況を入所受刑者総数と対比したものである。調査対象者は入所受刑者総数と比べて、「未婚」の構成比が高く、「離死別」及び「有配偶」の構成比が低く、結婚歴のない者が多いことがうかがえる。

2-3-3-1図 配偶状況別（入所受刑者総数との対比）

	未婚	離死別	有配偶
調査対象者 (542)	72.9	19.7	7.4
入所受刑者総数 (18,449)	39.1	38.2	22.7

- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「有配偶」は、内縁関係を含む。
 3 不詳を除く。

(2) 就労状況

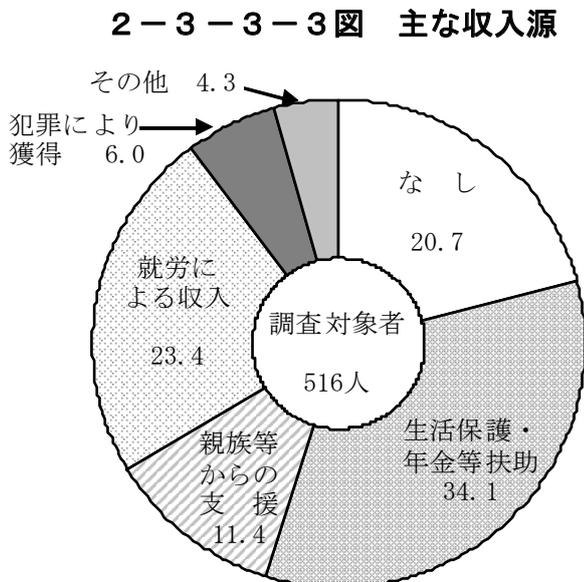
2-3-3-2図は、調査対象者の刑事施設入所前の就労状況を入所受刑者総数と対比したものである。調査対象者は入所受刑者総数と比べて、「無職」の構成比が高い。また、「有職」の者であっても、安定就労である者は、そのうちの約半数である。

2-3-3-2図 就労状況別（入所受刑者総数との対比）

	有職		無職
	安定就労	不安定就労	
調査対象者 (545)	12.3	12.1	75.6
入所受刑者総数 (18,403)	有職 32.0		68.0

- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 学生・生徒、家事従事者及び不詳を除く。

さらに、調査対象者の刑事施設入所前の主な収入源を見たのが**2-3-3-3図**である。全体の約4分の1に相当する有職者はおおむね「就労による収入」であるが、約4分の3に相当する無職者は、「生活保護・年金等扶助」、「なし」、「親族等からの支援」、「犯罪により獲得」などとなっている。

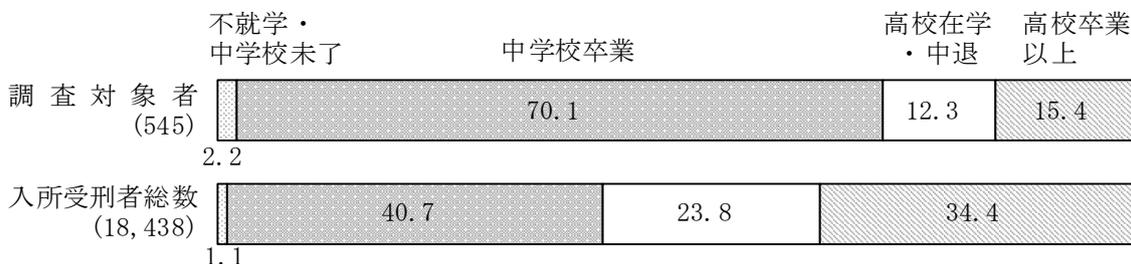


注 1 法務総合研究所の調査による。
2 不詳を除く。

(3) 教育歴

2-3-3-4図は、調査対象者の刑事施設入所前の教育歴を入所受刑者総数と対比したものである。調査対象者は入所受刑者総数と比べて、「不就学・中学校未了」及び「中学校卒業」の構成比が高く、「高校在学・中退」及び「高校卒業以上」の構成比が低い。

2-3-3-4図 教育歴別（入所受刑者総数との対比）



注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 不詳を除く。

（４）暴力団加入歴等

暴力団加入歴のある者は11.4%であり、現役の組員・周辺者である者は1.5%である。なお、入所受刑者総数において、犯行時に暴力団に加入していた者は8.8%である。

4 心身状況に関する事項

我が国の刑事施設においては、入所受刑者の知能を含めた能力を査定する第一次スクリーニングとして、CAPAS 能力検査が全刑事施設で統一して使用されている。CAPAS 能力検査が実施できなかった場合や、実施した上で必要に応じて、更に WAIS 等の個別知能検査が実施されている。

個別知能検査は全受刑者に対して実施されているわけではなく、データも公表されていないため、入所受刑者の知能に関連するデータで公表されているものは CAPAS 能力検査値しかない。そのため、第1節で述べたとおり、知的障害の判定をするには不完全な CAPAS 能力検査値の結果を基に、「我が国の刑事施設入所者の 20%以上に、知的障害の可能性が示唆される。」旨の指摘がされることがある。

本項では、CAPAS 能力検査、個別知能検査結果について分析することとする。ただし、本章第2節2項(1)で見たとおり、CAPAS 能力検査は、施設によっては CAPAS I のみを行っている場合があり、必ずしも調査対象者全員が同一の検査を受けているわけではないことに留意する必要がある。

（１）CAPAS 能力検査値，個別知能検査 IQ

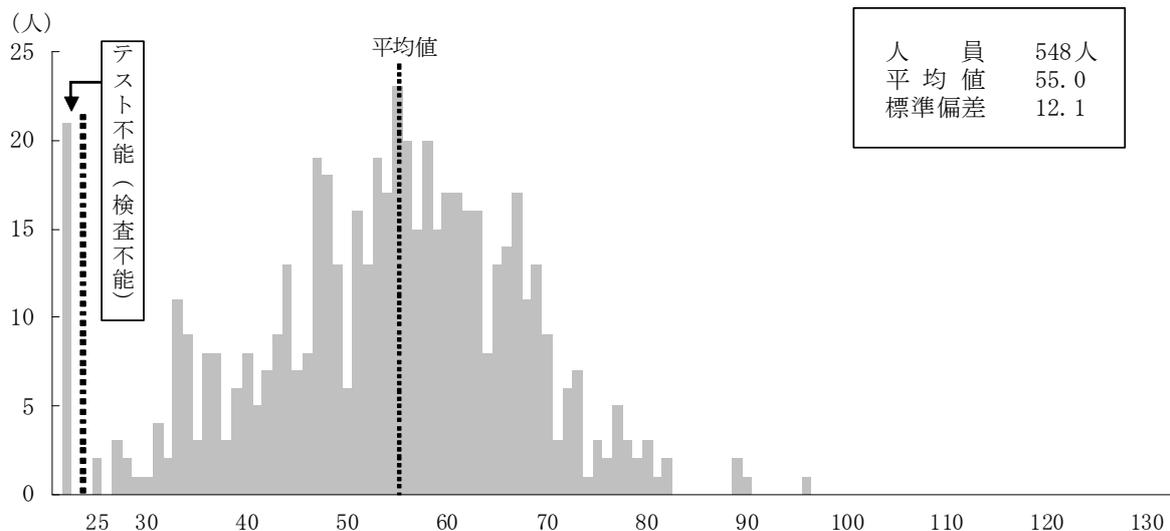
ア CAPAS 能力検査値の分布

2-3-4-1 図は、調査対象者と入所受刑者総数それぞれの、CAPAS 能力検査値の分布を見たものである（なお、CAPAS 能力検査値は、数値が高いほど能力が高い。）。平均値は、調査対象者で 55.0 である。なお、テスト不能（検査不能及び検査未了）の者^(*21)は、調査対象者では 21 人（全て検査不能の者である。）、入所受刑者総数では 614 人である。

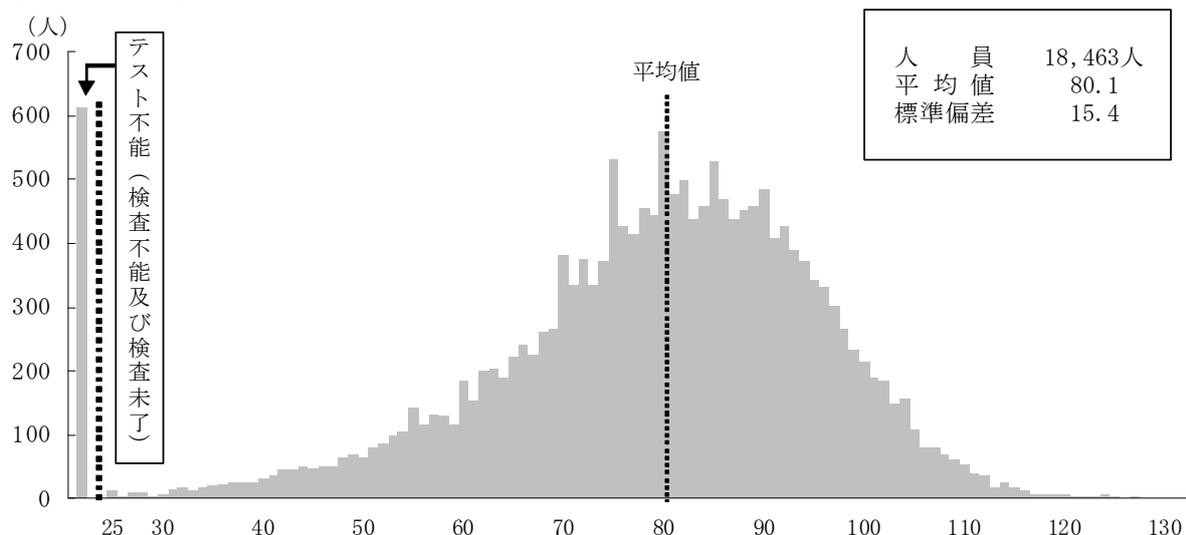
(*21) 検査不能とは、能力が低く検査ができない場合をいい、検査未了とは、例えば、入所直後でもまだ検査を実施していない場合、外国人で日本語が理解できない場合（テスト不能の者のうち、約4分の1が日本国籍以外の者である。）、視覚障害や精神障害等のために検査が実施できない場合等が含まれる。

2-3-4-1 図 CAPAS能力検査値の分布

① 調査対象者



② 入所受刑者総数



注 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

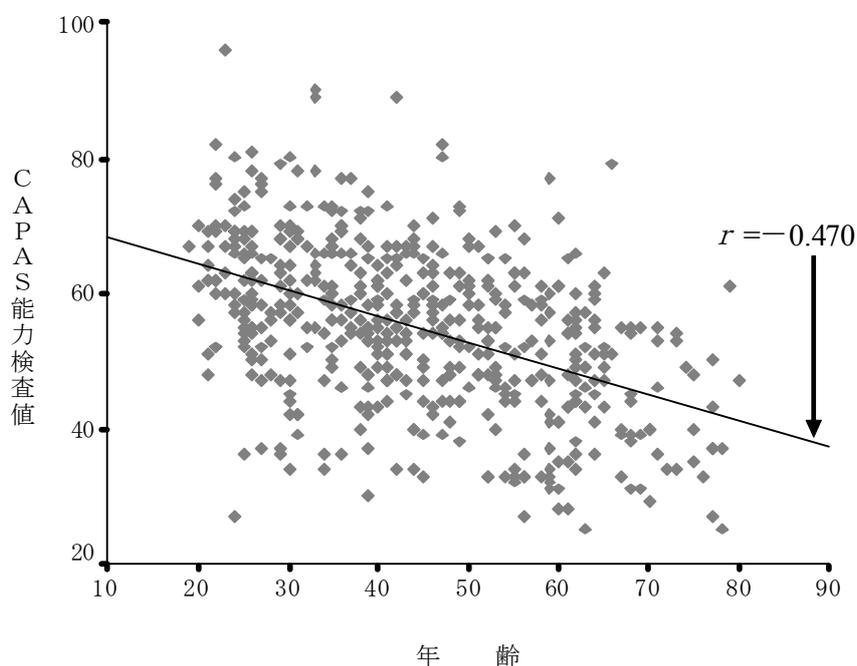
イ CAPAS 能力検査値に関連する要因

先行研究においては、CAPAS 能力検査値は、加齢により低下すること、構成される尺度の得点において男女差が見られることなどが指摘されている（保木ら 2003）。そこで、本調査対象者においても、CAPAS 能力検査値に関連する要因を見ることとする。

第一に、年齢との関連を見る。2-3-4-2 図は、調査対象者について年齢と CAPAS 能力検査値との関連を散布図で示したものである。両者の間には、中程度の負の相関が認められ^(*22)、年齢が上がるにつれ、CAPAS 能力検査値は下がるという関係が見て取れる。

(*22) Pearson の相関係数(r)は、 $r = -0.470$, $p < 0.01$ であった。

2-3-4-2 図 CAPAS能力検査値と年齢との関連の散布図

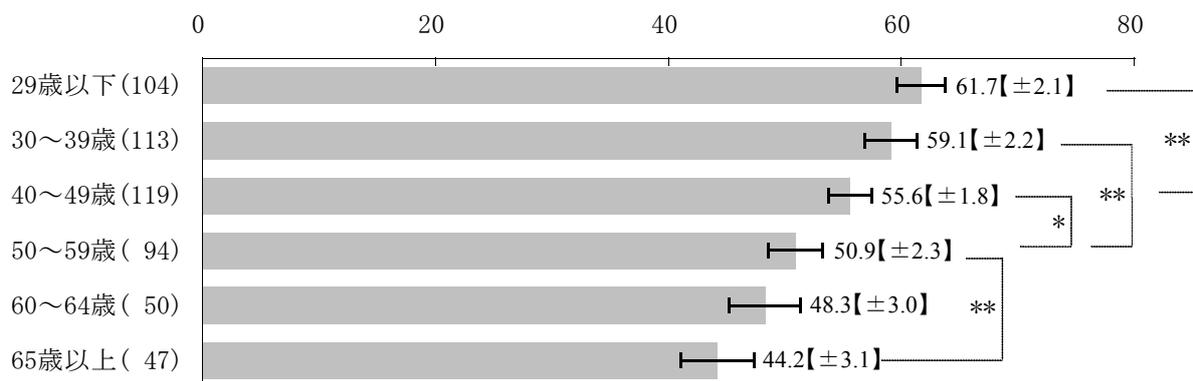


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 検査不能の者を除く。

そこで、6つの年齢層に区分した上で、各層別のCAPAS能力検査値の平均値を見たのが2-3-4-3 図である^(*23)。年齢層が上がるにつれて、CAPAS能力検査値の平均値が低下している様子うかがえる。なお、入所受刑者総数においても、同様の結果が見られる^(*24)。

(*23) 一元配置の分散分析及び多重比較法 (Tukey HSD 検定) による。統計的検定結果については、**巻末資料8-1(1)** 参照。
 (*24) 入所受刑者総数の統計的検定結果については、**巻末資料8-1(2)** 参照。

2-3-4-3 図 年齢層別 CAPAS能力検査値の平均値



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 検査不能の者を除く。

3 ** は1%水準 ($p < 0.01$) で、* は5%水準 ($p < 0.05$) で、それぞれ有意差があることを示す。ただし、作図の関係で、一部表示を省略している (例えば、「29歳以下」の場合、「40～49歳」との間で有意差があることから、同様に「50～59歳」、「60～64歳」、「65歳以上」との間にも有意差が見られる。)

4 () 内は人員を、【 】内は95%信頼区間における誤差範囲を、それぞれ示す。

第二に、性別との関連を見る。調査対象者のCAPAS能力検査値の平均値は、男子が55.0、女子が55.3で、差は認められない。なお、入所受刑者総数では、男子の方が高い値が出ており (*²⁵)、先行研究 (保木ら 2003) と共通する結果となった。

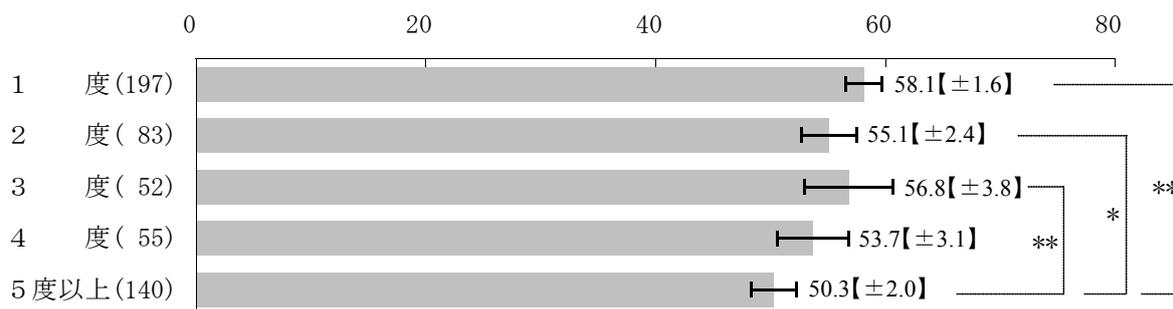
第三に、入所度数との関連を見る。少年鑑別所再入所少年の場合、いわゆる学習効果 (練習効果) により、初入 (初回検査) 時よりも再入 (再検査) 時の方が、知能検査IQが高くなるという結果が見られる (例えば、遠藤 2008)。そこで、5度以上を1つの群にまとめた上で、入所度数別のCAPAS能力検査値の平均値を見たのが 2-3-4-4 図である。入所度数が上がるにつれて、CAPAS能力検査値の平均値がおおむね低下している様子がうかがえ、入所受刑者総数においても、同様の結果が見られる (*²⁶)。この結果からは、学習効果 (練習効果) はうかがえず、入所度数は年齢との関係が強い (*²⁷) ことから、年齢とCAPAS能力検査値との関係と類似した結果になったと解釈できる。

(*25) t 検定による。統計的検定結果については、巻末資料 8-2 参照。

(*26) 一元配置の分散分析及び多重比較法 (Tukey HSD 検定) による。統計的検定結果については、巻末資料 8-3 参照。

(*27) 入所時年齢と入所度数との間の Pearson の相関係数 (r) は、 $r = 0.527$, $p < 0.01$ であった。

2-3-4-4 図 入所度数別 CAPAS能力検査値の平均値

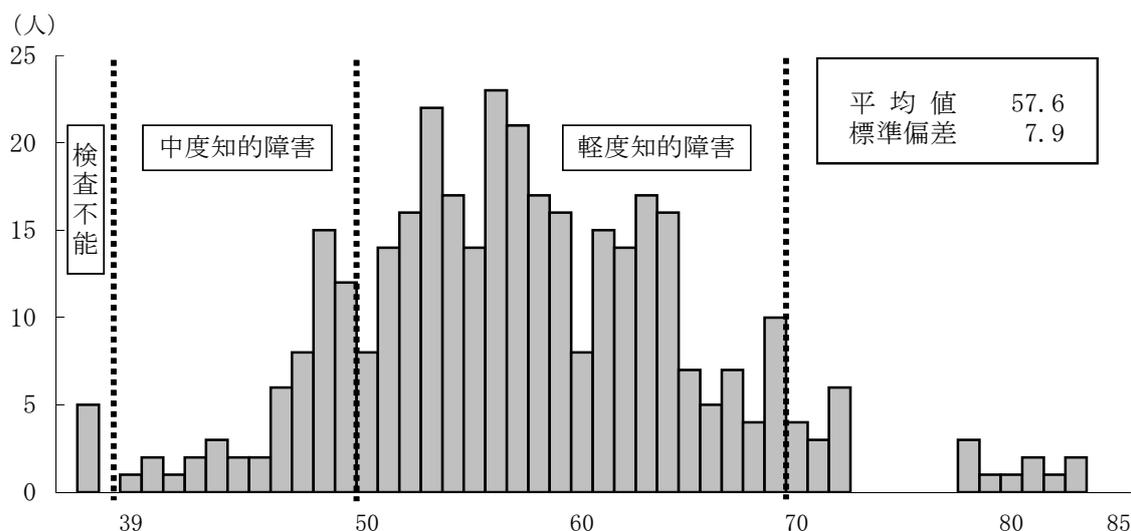


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 検査不能の者を除く。
 3 ** は1%水準 ($p < 0.01$) で、* は5%水準 ($p < 0.05$) で、それぞれ有意差があることを示す。
 4 () 内は人員を、【 】内は95%信頼区間における誤差範囲を、それぞれ示す。

ウ 個別知能検査 IQ の分布

2-3-4-5 図は、WAIS等の個別知能検査を実施している 348 人及び検査不能の者 5 人について、その分布を見たものである。IQの平均値は 57.6 で、知的障害の水準^(*28)で見ると、軽度知的障害 ($50 \leq IQ \leq 69$) が 77.9%、中度知的障害 ($35 \leq IQ \leq 49$) が 15.5%であり、重度知的障害 ($20 \leq IQ \leq 34$) 及び最重度知的障害 ($IQ < 20$) はいない。なお、CAPAS能力検査で検査不能であった 21 人のうち、個別知能検査が実施できた者は 16 人、個別知能検査も検査不能であった者は 5 人^(*29) である。

2-3-4-5 図 個別知能検査 IQ の分布



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 知的障害の水準は、ICD-10の基準による。

(*28) ICD-10 (融ら 1993) の基準による。

エ 個別知能検査 IQ に関連する要因

個別知能検査 IQ に関連する要因について、上記イと同様に、年齢層、性別、入所度数との関連を見る。年齢層については、刑事施設において、個別検査として主に使用されている WAIS（9割以上を占めている。**巻末資料 4** 参照。）は、年齢群別に作成された換算表に基づき IQ を算出するため、そもそも比較することは意味を持たない。性別間及び入所度数の度数間に差は認められない^(*30)。

オ 個別知能検査 IQ と CAPAS 能力検査値との関連

ここで、CAPAS 能力検査値と個別知能検査 IQ との関連性について触れたい。CAPAS 能力検査は作業適性や思考判断能力等を測定するもので、個別知能検査は IQ を測定するものであり、厳密な意味では両者の値を比較することはできない。しかし、CAPAS 能力検査や一般の知能検査等の集団知能検査は、集団の IQ 分布が正しく示されるように標準化されたテストである。CAPAS 能力検査については、「CAPAS と以前（1980 年代半ばまで）使用されていた新田中 B 式検査において IQ70 未満の受刑者分布に差はない。」（浜井 2011）との指摘もある。

調査対象者の CAPAS 能力検査値と個別知能検査値を比べると、両者の間には弱い正の相関が認められる^(*31)。ただし、年齢により異なる傾向が見られ、若年層では CAPAS 能力検査値の方が高い者が多く、高齢者（65 歳以上の者をいう。）では個別知能検査 IQ の方が高い者が多いという傾向が見られ、例えば、個別知能検査で 20 以上大きく下降した群は全て 40 歳以下の者であり、逆に、高齢者には下降した者はいなく、個別知能検査で 40 も上昇した者も見られる。ここから、高齢の知的障害受刑者の場合、CAPAS 能力検査ではその能力を十分測定できない者が含まれていることが示唆される。なお、高齢の調査対象者 54 人のうち、個別知能検査を実施した者は 25 人（46.3%）である。このうち、CAPAS 能力検査において検査不能であった者は 7 人に過ぎず、CAPAS 能力検査が実施できた場合であっても、更に個別知能検査を実施する必要性が認められたものと考えられる。

（2）知的障害以外の疾病・障害

調査対象者のうち、医療や福祉上の配慮を要する、知的障害以外の疾病・障害を有する

(*29) 脳性麻痺により両手把握不全が 2 人、幻聴等出現、認知症、視覚障害が各 1 人である。

(*30) 一元配置の分散分析及び多重比較法（Tukey HSD 検定）並びに t 検定による。統計的検定結果については、**巻末資料 8-4**、**8-5**、**8-6** 参照。

(*31) Pearson の相関係数 (r) は、 $r=0.348$ 、 $p<0.01$ であった。なお、若干古い先行研究ではあるが、嶋倉（1998）は、B 指標受刑者 190 人について、CAPAS 能力検査値と新田中 B 式知能検査（**巻末資料 1-1** 参照）IQ 値との相関を調査した。その結果、両者の間には強い正の相関が認められた（ $r=0.77$ ）。また、IQ 値が平均より高い者ほど能力検査値は低く出て、逆に、IQ 値が平均より低い者ほど能力検査値は高く出る傾向が認められた。

者の割合は 53.5%と半数を超えている。その主な疾病・障害^(※32)は、精神疾患としては多い順に、

- ・ 統合失調症 21人 (3.8%)
- ・ アンフェタミンその他の精神作用物質による精神及び行動の障害（覚せい剤依存症，シンナー依存症，アンフェタミン誘発性精神病性障害） 18人 (3.3%)
- ・ 気分障害（うつ病） 17人 (3.1%)
- ・ アルコール使用（飲酒）による精神及び行動の障害（アルコール依存症，アルコール誘発性精神病性障害，アルコールによる健忘症候群） 15人 (2.7%)
- ・ 発達障害（学習障害，広汎性発達障害，注意欠陥・多動性障害） 14人 (2.6%)
- ・ 血管性及び詳細不明の痴呆（脳血管性認知症） 4人 (0.7%)

などであり、身体疾患としては多い順に、

- ・ 高血圧症性疾患 72人 (13.1%)
- ・ てんかん 29人 (5.3%)
- ・ 糖尿病 25人 (4.6%)
- ・ C型ウイルス肝炎 13人 (2.4%)
- ・ 虚血性その他の心疾患（狭心症，心筋梗塞，心不全） 9人 (1.6%)
- ・ 脳性麻痺 5人 (0.9%)
- ・ 脳梗塞 4人 (0.7%)

などである。

（3）療育手帳，各種福祉サービス受給状況等

2-3-4-6表は、療育手帳の所持状況を知的障害・知的障害の疑いの別に見たものである。療育手帳を所持している者の割合は、知的障害を有する者では45.6%，知的障害の疑いのある者では11.9%である。

（※32）3つまでの自由記述項目の重複計上による。短期的な治療で回復が見込めるものは計上していない。疾病・障害名は、矯正統計の病名区分を基に、適宜 ICD-10 を参照している。

2-3-4-6表 療育手帳の取得状況

区 分		知 的 障 害	知的障害の疑い
総	数	296 (100.0)	252 (100.0)
所	持	135 (45.6)	30 (11.9)
不	持	161	222
	予 定 な し	76 (25.7)	116 (46.0)
	予 定 あ り	11 (3.7)	13 (5.2)
	未 定	74 (25.0)	93 (36.9)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、総数に対する割合である。

特別支援教育（特別支援学校への通学，特別支援学級への編入等）を受けたことがある者は38.9%である。

その他の各種福祉サービス受給歴のある者は41.8%で，その主な内容（自由記述欄に記載があった者に限り，また重複計上による。）は，生活保護受給が144人（26.3%），障害基礎年金等の年金受給が68人（12.4%），知的障害者施設への入所が19人（3.5%）である。

5 再入者に関する事項

再入者（入所度数が2以上の者）342人について，再犯期間及び前刑時の状況等を見る。

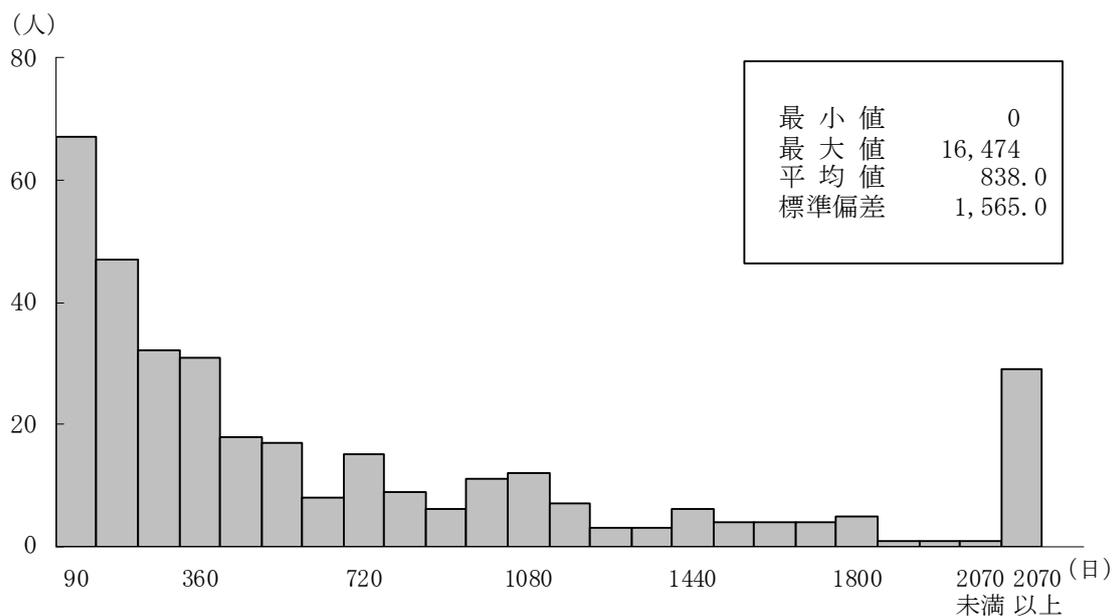
（1）再犯期間

ア 再犯期間の状況

調査対象者のうち再入者について，2-3-5-1 図は再犯期間^(*33)の分布，2-3-5-2 図は累積再犯率を，それぞれ見たものである。平均は838.0日（約2年3月）である。累積再犯率の曲線を見ると，再犯期間1年（365日）までは急カーブとなり，その後は緩やかな曲線となっており，再犯期間1年未満の者は178人（52.2%）である。

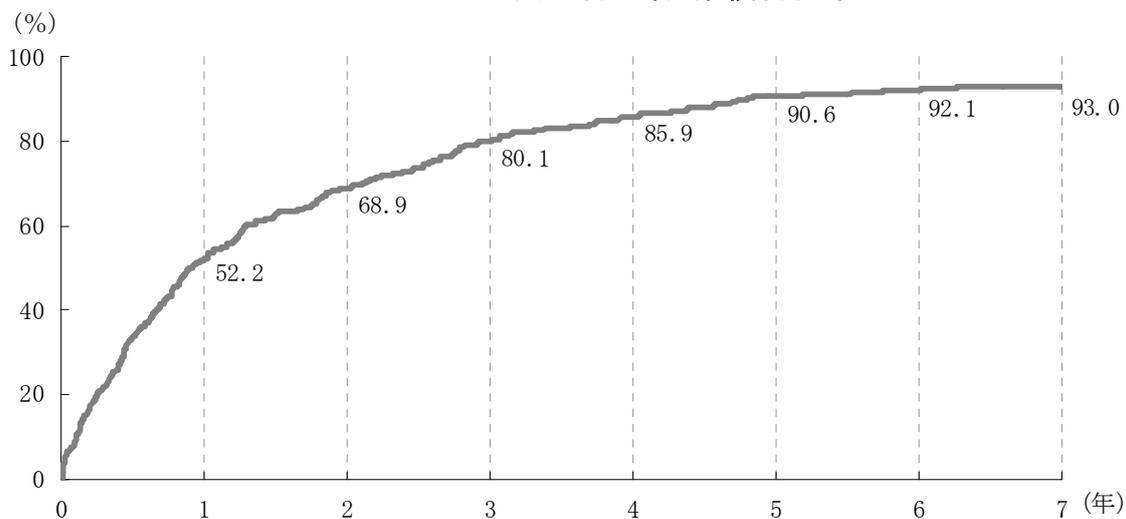
(*33) 前刑出所日から，今回の入所に係る罪を犯した日（複数の罪がある場合はその最初の日）までの期間をいう。再犯の日が，上旬・中旬・下旬といったように明確でない場合は，上旬は5日，中旬は15日，下旬は25日に換算して計算している。

2-3-5-1図 再入者 再犯期間の分布



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 前刑受刑中に刑事施設で犯罪を起こし、前刑終了後も引き続き被告人として収容された（資格異動）1人を除く。

2-3-5-2図 再入者 累積再犯率



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 前刑受刑中に刑事施設で犯罪を起こし、前刑終了後も引き続き被告人として収容された（資格異動）1人を除いた上で、再入者のうち再犯期間が7年以内の者317人で作図しているため、累積再犯率は100%にならない。
 3 1年=365日で換算している。

次に、調査対象者の再犯期間を入所受刑者総数と対比したのが2-3-5-3図である。調査対象者は入所受刑者総数と比べて、「3月未満」及び「6月未満」の構成比が高く、「5年以上」の構成比が低い。

2-3-5-3 図 再入者 再犯期間別（入所受刑者総数との対比）



- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「調査対象者」は、前刑受刑中に刑事施設内で犯罪を起こし、前刑終了後も引き続き被告人として収容された（資格異動）1人を除き、「入所受刑者総数」は、前刑出所後の犯罪による再入者に限る。
 3 「調査対象者」は、矯正統計の再犯期間区分に合わせるため、1月を30日、1年を365日として換算し、例えば、90～179日の者を「6月未満」、365～729日の者を「2年未満」に計上している。

イ 再犯期間の長短に関連する要因

再入者のうち、再犯期間が10年以内の者326人に絞った上で^(*34)、再犯期間の長短に関連する要因を見る。

2-3-5-4 図は、各要因別に再犯期間の平均値を見たものである。要因としては、年齢層、入所度数、罪名、犯行の手口・態様、配偶状況、教育歴、暴力団加入歴、就労状況、入所前の主な収入源、前刑出所事由及び前刑出所時の帰住先において統計的な差が認められる^(*35)。これを更に詳細に見ると、以下の特徴が見られる。

年齢層別では、「30～39歳」と比べて「29歳以下」の若年者及び「65歳以上」の高齢者の再犯期間が短い。

入所度数別では、「2度」と比べて「5度以上」の多数回受刑者の再犯期間が短い。

罪名別では、全体として「放火」、「殺人」と比べて、特に「傷害」、「窃盗」の再犯期間が短い。ただし、放火及び殺人は、人員が少なく、ばらつきが大きいことから、この結果をもって「放火及び殺人の再犯期間が長い」と一般化することは困難である。

犯行の手口・態様別では、「放火（不満発散目的）」と比べて「性犯罪（その他）」、「窃盗（侵入盗）」、「窃盗（万引き）」及び「性犯罪（13歳未満対象）」の再犯期間が短い。特に「性犯罪（13歳未満対象）」は、人員は3人と少ないものの、再犯期間のばらつきも小

(*34) 2-3-5-1 図で見たとおり、再犯期間は最短が0日、最長が16,474日（45年強）と幅がある。統計学的に言えば、16,474日は「外れ値」であり、極めて大きな外れ値が1つでも入ると、その値が大きな影響を与えてしまい、適切な分析ができなくなる可能性がある。そこで、再犯期間が3,651日（10年）以上のものを外れ値とみなして、これらの者を除外して分析することとした。

(*35) 一元配置の分散分析及び多重比較法（Tukey HSD 検定）並びに t 検定による。統計的検定結果については、巻末資料9参照。なお、ここでは、有意水準を10%（ $p < 0.1$ ）とした。

さく、最も再犯期間が長い者でも234日と、再犯期間の平均が2番目に短い「窃盗（万引き）」よりも短期間に再犯に及んでおり、再犯期間が短いことがうかがえる。

配偶状況別では、「離別・死別、有配偶」と比べて「未婚」の再犯期間が短い。

教育歴別では、「中卒以上」と比べて「中学校未了」の再犯期間が短い。ただし、「中学校未了」の10人のうち8人が65歳以上の者である。

暴力団加入歴別では、「現役組員等」と比べて「なし」の再犯期間が短い。ただし、「現役組員等」は、人員が少なく、再犯期間のばらつきも非常に大きいことから、この結果をもって、意味のある差があったと言うべきでない^(*36)。

就労状況別では、「有職」と比べて「無職」の再犯期間が短い。

入所前の主な収入源別では、「なし」と比べて「就労による収入」及び「生活保護・年金等扶助」の再犯期間が長い。

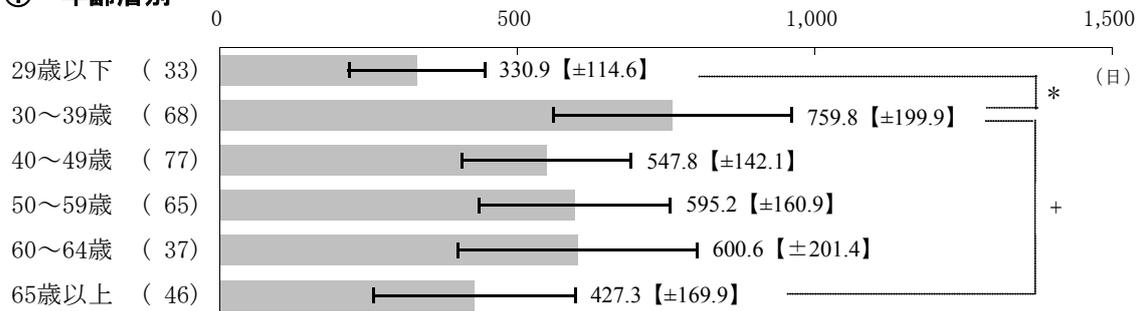
前刑出所事由別では、「仮釈放」と比べて「満期釈放」の再犯期間が短い。仮釈放の場合は、住居や引受人が整った上で出所していることがほとんどであることが背景にあると考えられる。

前刑出所時の帰住先別では、総じて、「雇い主のもと」、「親族のもと」と比べて「自宅（親族なし）」、「帰住先なし・不明」及び「福祉施設」の再犯期間が短い。なお、「雇い主のもと」は、人員が少なく、再犯期間のばらつきも非常に大きい。また、飽くまでも出所時の帰住先であって、雇い主のもとや福祉施設には短期間しか居住していなかった者も含まれ得ることに注意が必要である。

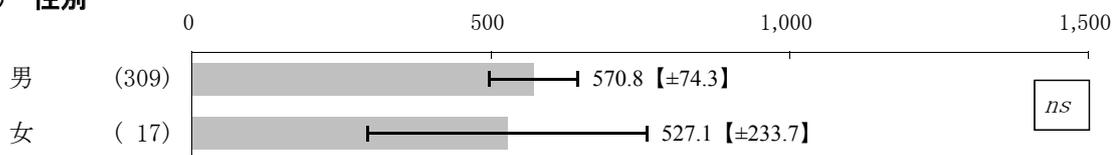
(*36) なお、「現役組員等」6人を詳細に見ると、罪名については、覚せい剤取締法が3人で、入所前の居所については、「不定・浮浪」の者は1人であり、入所前の主な収入源については、「なし」の者はおらず、総じて、再犯期間を短くする要因に該当する者が少なかったことが一要因と考えられる。

2-3-5-4図 再入者 各要因別再犯期間の平均値

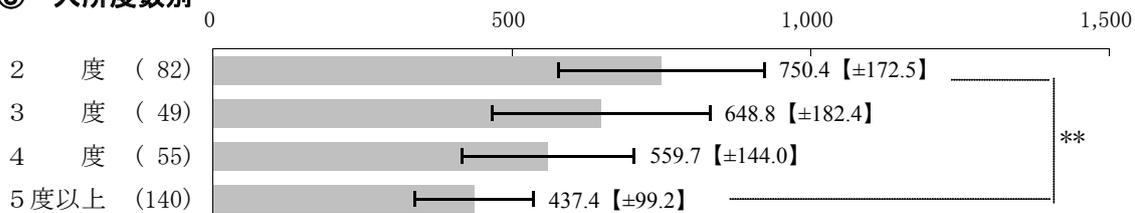
① 年齢層別



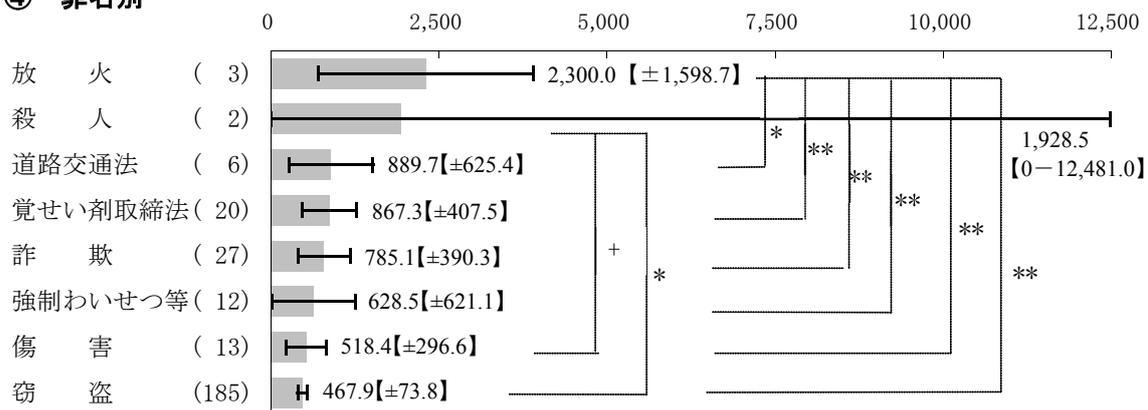
② 性別



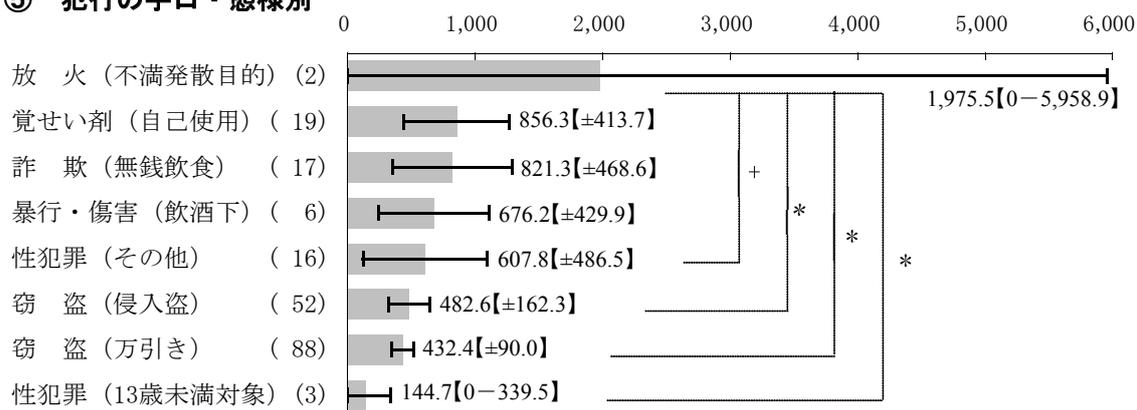
③ 入所度数別



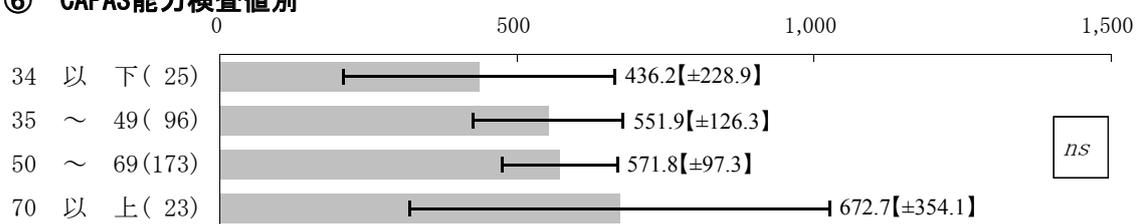
④ 罪名別



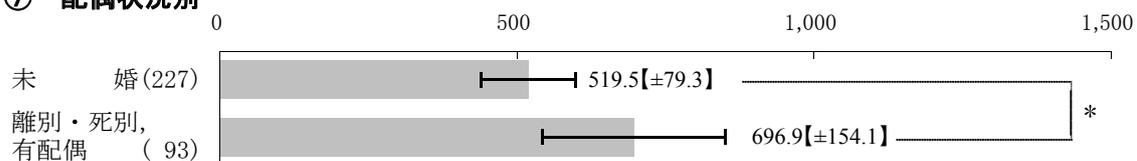
⑤ 犯行の手口・態様別



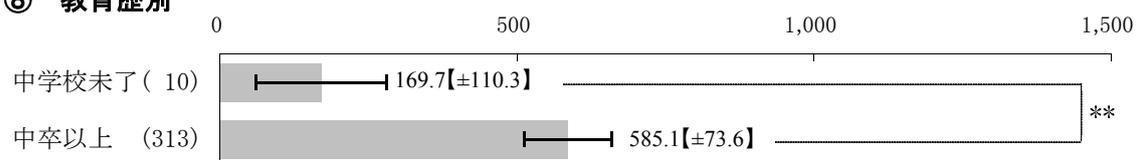
⑥ CAPAS能力検査値別



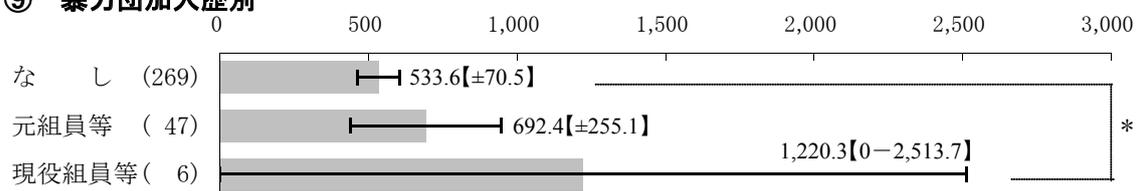
⑦ 配偶状況別



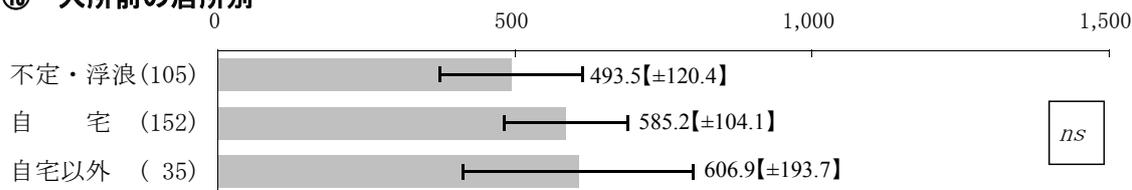
⑧ 教育歴別



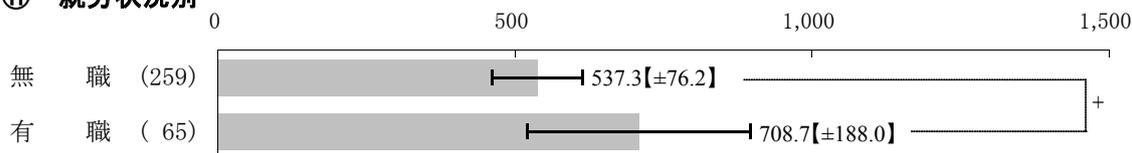
⑨ 暴力団加入歴別



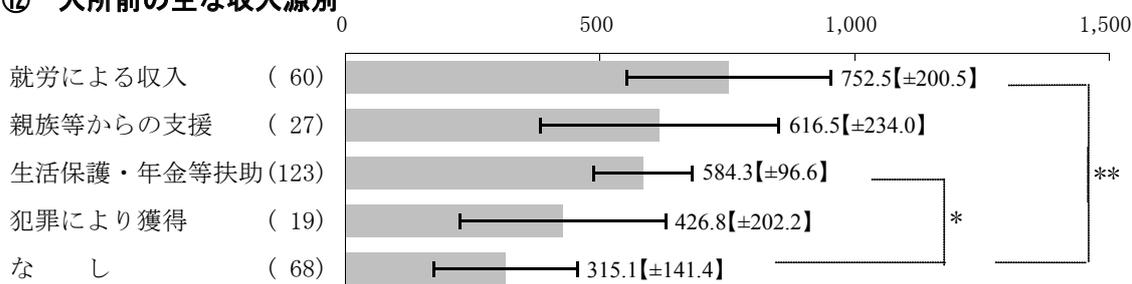
⑩ 入所前の居所別



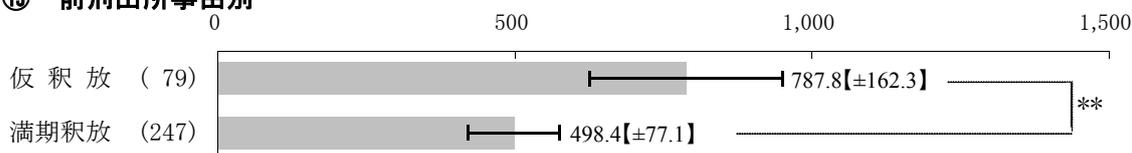
⑪ 就労状況別



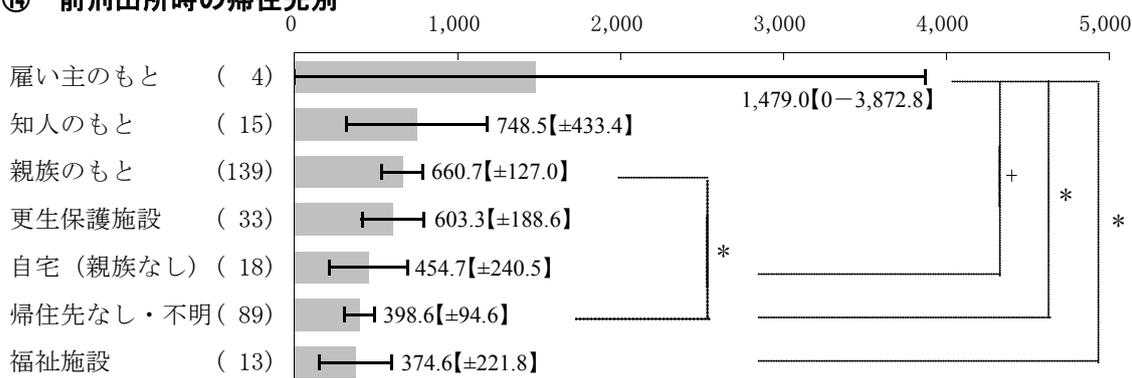
⑫ 入所前の主な収入源別



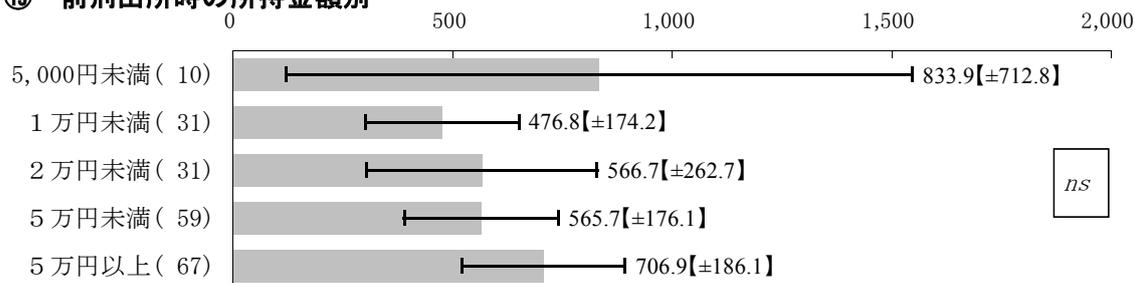
⑬ 前刑出所事由別



⑭ 前刑出所時の帰住先別



⑮ 前刑出所時の所持金額別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 再犯期間が10年（3,650日）以内の者に限っている。
 3 ** は1%水準（ $p < 0.01$ ）で、* は5%水準（ $p < 0.05$ ）で、+は10%水準（ $p < 0.1$ ）で、それぞれ有意差があることを示し、「ns」は有意差がないことを示す。
 4 各要因において、不詳及び「その他」を除くほか、以下のとおりカテゴリーを分けている。
 ④：掲載した8罪名以外の者を除く。また、「強制わいせつ等」は同致死傷を含む。
 ⑤：掲載した8態様以外の者を除く。
 ⑥：検査不能の者を除く。
 ⑧：「中学校未了」には、不就学の者を含む。
 ⑩：「自宅以外」とは、簡易宿泊所、更生保護施設、福祉施設をいう。
 5 （ ）内は人員を、【 】内は95%信頼区間における誤差範囲を、それぞれ示す。

（2）前刑時の罪名

前刑時の罪名は、その割合が高い順に、窃盗（55.8%）、詐欺（7.6%）、覚せい剤取締法（5.0%）、強制わいせつ・同致死傷（4.7%）、傷害（3.5%）となっており、これは、本節2項(1)で見た、今回の受刑（本刑）に係る罪名とほぼ同じ割合である。そこで、本刑の罪名と前刑の罪名の異同を入所受刑者総数と対比したのが**2-3-5-5表**である。本刑と前刑が同一罪名である者の比率に関して入所受刑者総数と比較すると、総数ではほぼ同じ比率であるが、これを罪名別に見ると、詐欺及び強制わいせつ・同致死傷において比率が高い。また、放火及び道路交通法の比率が極めて高いが、該当する調査対象者の人員が非常に少ないことには留意が必要である。

2-3-5-5表 再入者 本刑・前刑の罪名（入所受刑者総数との対比）

本刑罪名	調査対象者			入所受刑者総数		
	初入者	再入者	前刑と同一罪名	初入者	再入者	前刑と同一罪名
総数	206	342	204 (59.6)	7,630	10,833	6,152 (56.8)
窃盗	98	191	146 (76.4)	2,307	3,962	2,941 (74.2)
詐欺	11	28	19 (67.9)	741	686	316 (46.1)
覚せい剤取締法	10	21	13 (61.9)	1,416	3,424	2,381 (69.5)
傷害	9	14	4 (28.6)	287	478	115 (24.1)
強制わいせつ・同致死傷	11	12	7 (58.3)	142	108	28 (25.9)
住居侵入	2	6	-	67	168	26 (15.5)
横領・背任	1	6	1 (16.7)	174	112	19 (17.0)
道路交通法	6	6	5 (83.3)	512	416	169 (40.6)
恐喝	3	5	1 (20.0)	77	119	21 (17.6)
銃砲刀剣類所持等取締法	-	5	1 (20.0)	21	60	8 (13.3)
強姦・同致死傷	5	4	1 (25.0)	187	49	14 (28.6)
強盗致死傷	3	4	-	166	60	4 (6.7)
放火	13	3	3 (100.0)	95	29	7 (24.1)
暴力行為等処罰に関する法律	-	3	1 (33.3)	24	122	30 (24.6)
公務執行妨害	-	2	-	17	69	9 (13.0)
暴行	-	2	-	33	78	3 (3.8)
殺人	11	2	1 (50.0)	174	42	2 (4.8)
軽犯罪法	-	2	1 (50.0)	1	1	1 (100.0)
強盗	8	1	-	192	91	13 (14.3)

- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 罪名は、矯正統計の罪名区分による。また順番は、調査対象者（再入者）の人員が多い順である。
 3 前刑・本刑共に「その他の刑法犯」又は「その他の特別法犯」である場合は、「前刑と同一罪名」に計上していない。
 3 ()内は、各罪名の再入者人員に占める比率である。

（3）前刑入所前の住居

前刑入所前の居所は、「自宅」が最も多いが、「不定・浮浪」も相当数に上る。次に、前刑入所前の居所を本刑入所前の居所（本節3項(1)参照）と対比したのが2-3-5-6表である。前刑入所前も本刑入所前も「不定・浮浪」が60.0%に上る。

2-3-5-6表 再入者 前刑時と本刑時の刑事施設入所前の居所

前刑入所前の居所	本刑入所前の居所						
	総数	不定・浮浪	簡易宿泊所等	更生保護施設	福祉施設	自宅	その他
不定・浮浪	120 (100.0)	72 (60.0)	6 (5.0)	-	7 (5.8)	20 (16.7)	15 (12.5)
簡易宿泊所等	6 (100.0)	4 (66.7)	2 (33.3)	-	-	-	-
更生保護施設	5 (100.0)	3 (60.0)	1 (20.0)	-	-	1 (20.0)	-
福祉施設	6 (100.0)	1 (16.7)	2 (33.3)	-	1 (16.7)	2 (33.3)	-
自宅	156 (100.0)	19 (12.2)	5 (3.2)	1 (0.6)	6 (3.8)	117 (75.0)	8 (5.1)
その他	29 (100.0)	5 (17.2)	3 (10.3)	-	3 (10.3)	9 (31.0)	9 (31.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 不明を除く。
 3 () 内は、総数に対する割合である。

(4) 前刑入所前の就労状況

前刑入所前の就労状況は、「無職」が68.4%を占めており、本節3項(2)で見た、本刑の入所前の状況とほぼ同じ割合である。

(5) 前刑時の精神状況

2-3-5-7表は、前刑時と本刑時の精神状況を見たものである。再入者のうち、前刑時に知的障害（疑いを含む。）とされた者は55.3%と半数を超えている。一方で、前刑時には「精神障害なし」とされ、本刑時に知的障害とされた者も38.6%に上る。

2-3-5-7表 再入者 前刑時・本刑時の精神状況

前刑時の精神状況	本刑時	
	知的障害	知的障害の疑い
総数	296 (100.0)	252 (100.0)
初 入 者	113 (38.2)	93 (36.9)
再 入 者	183	159
精神障害なし	67 (22.6)	65 (25.8)
知的障害	79 (26.7)	20 (7.9)
知的障害の疑い	11 (3.7)	56 (22.2)
その他精神障害	11 (3.7)	10 (4.0)
知的障害及びその他障害の併存	15 (5.1)	8 (3.2)

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、総数に対する割合である。

(6) 前刑出所状況

前刑出所事由は、仮釈放であった者は24.3%である。

前刑出所時の帰住先は、「親族のもと」が42.1%で最も多いが、「帰住先なし・不明」も

27.5%に上る。出所時の所持金額は、「50,000円以上」が20.2%で最も多い。

出所時の保護状況として、「保護カード」が交付された者は16.7%である。その他特記事項として自由記述欄に回答のあったものとして、精神保健福祉法26条による通報が多く見られたが、他に、以下の例がある。

- ・ ダルク職員の出迎えを受けた。
- ・ 特別調整対象者として、北海道管内から九州管内の刑事施設へ保護移送の上、九州管内の更生保護施設へ帰住した。

6 刑事施設における処遇に関する事項

(1) 特別調整の実施状況

2-3-6-1表は、各施設の調査時点における、調査対象者の特別調整の実施状況等を見たものである。調査対象者のうち、特別調整の要件①から④（第2節5項(2)参照）を満たす者は210人（39.3%）であるが、このうち、特別調整の要件⑤（本人が希望していること）又は要件⑥（個人情報の提供同意）に該当していない者は60人（28.6%）に及ぶ。また、調査時点で在所中の者のうち、特別調整対象者として調整中の者は68人である。

2-3-6-1表 特別調整の実施状況等

特別調整の区分	合 計	出 所 済 み		在 所 中		
		仮 釈 放	満期釈放	特別調整中	一般調整中	帰住先等未定
総 数	535 (100.0)	8 (100.0)	45 (100.0)	68 (100.0)	280 (100.0)	134 (100.0)
特別調整の要件①～④該当	210 (39.3)	1 (12.5)	19 (42.2)	68 (100.0)	46 (16.4)	76 (56.7)
うち、本人希望なし・情報提供不同意	60 (11.2)	-	10 (22.2)	-	24 (8.6)	26 (19.4)
特別調整の要件非該当	325 (60.7)	7 (87.5)	26 (57.8)	-	234 (83.6)	58 (43.3)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「特別調整の区分」は、「未判定・判定保留・その他」を除く。

3 ()内は、総数に対する割合である。

(2) 出所状況

調査時点で既に出所した者は55人であり、出所事由については、仮釈放が8人、満期釈放が46人、その他が1人である。出所先については、仮釈放の者では、「親族のもと」が4人で最も多く、満期釈放の者では多い順に、「帰住先なし・不明」が17人、「親族のもと」が11人、「更生保護施設」と「福祉施設」が各5人となっている。仮釈放のうち、上記(1)で特別調整の「要件該当」の者は1人である（本節7項【事例4】参照）。

7 知的障害受刑者に関する事例

今後の執務の参考に資するため、入所度数が多い、再犯期間が短いなどの特徴のある調査対象者について生活環境の調整の状況を紹介する。なお、知的障害受刑者調査の回答を基にしているが、個人の特定ができないように一定の修正を加えている。

【事例1：多数回受刑高齢者の例】

男性，入所時 80 歳，累 19 入。本件は窃盗（万引き）で，懲役「1 年を超え 2 年以下」。CAPAS 能力検査値は 47 で，知的障害の疑い。療育手帳は取得済み。

小学校卒業後，年金等により生活。保護観察付執行猶予歴あり。結婚歴があるが，妻とは離別している。

前刑（18 入）時は，親族等があったため，特別調整の対象外であった。満期釈放となり，所持金は「2 万円以上 5 万円未満」であった。出所後，親族等のもとに帰住し，「生活保護・年金等扶助」により生活。その後，住居不定・浮浪生活を送ることとなり，出所から約 5 か月で本件窃盗を犯して受刑することとなった。

本刑（19 入）時は，生活環境の調整等の状況は，親族等はあるが引受困難であった。そこで，特別調整を検討するが，「他要件は該当するが，本人希望なし・情報提供不同意」であり，通常的生活環境の調整に移行して調整中である。

【事例2：再犯期間が短い者の例】

男性，入所時 60 歳代，累 16 入。本件は窃盗（侵入盗）で，懲役「2 年を超え 3 年以下」。CAPAS 能力検査値は 51 で，知的障害の疑い。療育手帳は所持していない。知的障害以外には，脳性麻痺及び糖尿病の診断がされている。

中学校（特別支援学級に編入）卒業後，各種福祉サービスを受けることなく生活。保護観察処分及び保護観察付執行猶予歴あり。結婚歴はない。

前刑（15 入）時は，特別調整の対象外であった。満期釈放となり，釈放時の帰住先は「なし・不明」であった。出所の翌日に本件窃盗を犯して受刑することとなった。

本刑（16 入）時は，生活環境の調整等の状況は，身寄りがないため，特別調整を検討し，特別調整対象者と選定され，現在調整中である。

【事例3：前刑時に特別調整対象であった者の例】

男性，入所時 70 歳代，累 20 入。本件は窃盗で，懲役「3 年を超え 5 年以下」。CAPAS 能力検査値は 33 で，知的障害の疑い。療育手帳は所持していない。知的障害以外には，高血圧症の診断がされている。

特別支援教育の経歴はなく、最近では生活保護により生活。少年院送致及び保護観察付執行猶予歴あり。結婚歴はない。

前刑（19 入）時は、特別調整を実施し、仮釈放となり福祉施設へ帰住し、生活保護により生活していた。しかし、仮釈放され 5 か月後に、福祉施設を出奔してその直後に本件窃盗を犯して受刑することとなった。

本刑（20 入）時は、生活環境の調整等の状況は、親族等はあるが引受困難であった。そこで、特別調整を検討するが、「他要件は該当するが、本人希望なし・情報提供不同意」であり、通常的生活環境の調整に移行して調整中である。

【事例 4：特別調整を実施し福祉施設を帰住地として仮釈放となった者の例】

男性、入所時 50 歳代、累 5 入。本件は窃盗（侵入盗）で、懲役「1 年を超え 2 年以下」。CAPAS 能力検査値は 67 で、知的障害の確定診断。療育手帳は所持していない。知的障害以外には、身体障害の診断がされている。

中学校（小・中学校で特別支援学級に編入）卒業後、最近では生活保護により生活。保護観察付執行猶予歴あり。結婚歴はない。

前刑（4 入）時は、満期釈放となり、親族のもとへ帰住し、生活保護により生活していた。約 1 年半後に、自宅を出奔して本件窃盗を犯して受刑することとなった。

本刑（5 入）時は、生活環境の調整等の状況は、親族等はあるが引受困難であった。そこで、特別調整を検討し、特別調整対象者と選定され、福祉施設を帰住地として仮釈放となり出所した。

【事例 5：初犯女性の例】

女性、入所時 40 歳代、初入。本件は不満発散目的の放火で、懲役「3 年を超え 5 年以下」。CAPAS 能力検査値は 43 で、知的障害の疑い。療育手帳は取得済み。知的障害以外には、摂食障害の診断がされている。

中学校卒業後（特別支援教育はなし）、グループホーム入所、精神科病院入院がある。受刑前は、自宅に居住し、親族等からの支援を受けて生活。

生活環境の調整等の状況は、親族等はあるが引受困難であった。そこで、特別調整を検討するが、「他要件は該当するが、本人希望なし・情報提供不同意」であり、通常的生活環境の調整に移行するかも含めて、帰住先等は調整がつかないままとなっている。

【事例 6：多数回受刑女性の例 1】

女性、入所時 40 歳代、累 5 入。本件は窃盗（万引き）で、懲役「1 年を超え 2 年以下」。CAPAS 能力検査値は 67 で、知的障害の確定診断。療育手帳は取得済み。

高校卒業後（特別支援教育はなし）、障害者年金等により生活。保護観察付執行猶予歴

あり。結婚歴があるが、夫とは離別している。

前々刑（3入）出所時は、仮釈放となり、高齢・障害指定更生保護施設に帰住して、福祉的支援を受けたが、施設での生活を嫌って出奔した。簡易宿泊所等を転々とする生活を送り、その後、再犯により受刑した。前刑（4入）時は、本人が特別調整を拒否したため不認定となり、満期釈放となった。釈放時の帰住先は「なし・不明」で、所持金は「1万円以上2万円未満」であった。出所後の生活は、住居不定・浮浪、無職の状態で、主な収入源は「犯罪により獲得」であった。出所から約3か月で本件窃盗を犯して受刑することとなった。

本刑（5入）時は、生活環境の調整等の状況は、身寄りがないため、特別調整を検討するが、「他要件は該当するが、本人希望なし・情報提供不同意」であり、通常的生活環境の調整に移行するかも含めて、帰住先等は調整がつかないままとなっている。

【事例7：多数回受刑女性の例2】

女性、入所時50歳代、累10入。本件は窃盗（侵入盗）で、懲役「3年を超え5年以下」。CAPAS能力検査値は62で、知的障害の疑い。療育手帳は所持していない。知的障害以外には、統合失調症の診断がされている。

中学校卒業後（特別支援教育はなし）、各種福祉サービスを受けることなく生活。単純執行猶予歴あり。結婚歴はない。

特別調整制度施行前の前々刑（8入）出所時は、救護施設への入所を調整したが、出所直前になって本人が拒否し、満期釈放となった。その後、窃盗により受刑した。前刑（9入）時は、8入時のこともあり特別調整の対象とならなかったが、出所後に福祉の支援が受けられるように調整した。しかし、本人が福祉に頼ることを拒否し、ホームレス生活に戻ることを希望し、満期釈放となった。釈放時の所持金は「5万円以上」であり、出所時に保護カードが交付された。出所後の生活は、住居不定・浮浪、無職の状態で、主な収入源は「犯罪により獲得」であった。出所から2か月余りで本件窃盗を犯して受刑することとなった。

本刑（10入）時には、生活環境の調整等の状況は、身寄りがないため、特別調整を検討し、今回は特別調整対象者と選定されたものの、帰住先等は未設定の状況にある。

引用・参考文献

- 相澤 優・下田 恵・山崎信弘・三浦公士・服部広正 (2012) 「知的障害を有する男性受刑者の特徴について(2)－刑務所内における適応状況の検討－」, 『犯罪心理学研究』50 巻特別号, 18-19
- 石村貞夫・デズモンドアレン (1997) 「すぐわかる統計用語」, 東京図書
- 内田扶喜子・谷村慎介・原田和明・水藤昌彦 (2011) 「罪を犯した知的障がいのある人の弁護と支援－司法と福祉の協働実践」, 現代人文社
- 遠藤隆行 (2008) 「知能検査の結果に性格が及ぼす影響」, 『犯罪心理学研究』43 巻特別号, 72-73
- 嶋下守孝・松本良枝 (編集代表) (2009) 「改訂矯正用語事典」, 東京法令出版
- 嶋倉 徹 (1998) 「IQ 相当値と回帰効果」, 『CAPAS JOURNAL』10 号, 6-7
- 下田 恵・相澤 優・山崎信弘・三浦公士・服部広正 (2012) 「知的障害を有する男性受刑者の特徴について(1)－一般男性受刑者との比較研究－」, 『犯罪心理学研究』50 巻特別号, 16-17
- 高橋三郎・大野 裕・染矢俊幸 (訳) (2002) 「DSM-IV-TR 精神疾患の分類と診断の手引」, 医学書院 (American Psychiatric Association. (2000). Quick Reference to the Diagnostic Criteria from DSM-IV-TR.)
- 田島良昭 (研究代表) (2009) 「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究 (平成 18～20 年度)」, 厚生労働科学研究 (精神保健福祉総合研究事業) 報告書
- 田島良昭 (研究代表) (2013) 「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究 (平成 21～23 年度)」, 厚生労働科学研究 (障害者対策総合研究事業) 報告書
- 椿 百合子 (2008) 「知的障害のある受刑者等の社会復帰支援について」, 『刑政』119 巻 8 号, 28-36
- 融 道男・中根允文・小宮山 実 (監訳) (1993) 「ICD-10 精神および行動の障害－臨床記述と診断ガイドライン－」, 医学書院 (World Health Organization. (1992). The ICD-10 Classification of Mental and Behavioural Disorders: Clinical descriptions and diagnostic guidelines.)
- 永田 靖・吉田道弘 (1997) 「統計的多重比較法の基礎」, サイエンティスト社
- 中野喜夫 (2000) 「知的障害が疑われる受刑者の能力検査－CAPAS と WAIS-R との関係－」, 『CAPAS JOURNAL』15 号, 1-4
- 日本司法精神医学会裁判員裁判制度プロジェクト委員会 (編) (2010) 「だれでもわかる精神医学用語集－裁判員制度のために－」, 民事法研究会
- 浜井浩一 (2011) 「少子・高齢化が犯罪に与える影響と其中で持続可能な刑罰 (刑事政策) の在り方－犯罪学からの提言－」, 『犯罪社会学研究』36 号, 76-106

- 福永瑞恵（2012） 「府中刑務所における知的障害を有する受刑者の処遇」, 『罪と罰』 49 卷 4 号, 14-20
- 古川隆司（2011） 「更生保護施設における触法高齢者・触法障害者の処遇および社会福祉との連携に関する調査報告書」, 田島良昭（研究代表） 「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究（平成 21 年度）」, 厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業）
- 保木正和・藤藪賢治・工藤弘人・井部文哉・山口悦照・浅野千晶（2003） 「CAPAS 能力検査 I・II の再検討」, 『中央研究所紀要』 13 号, 101-111
- 法務省矯正局（2007） 「刑事施設, 少年院における知的障害者の実態調査について」, 平成 19 年 5 月 25 日付けプレス発表資料
- 法務省矯正局成人矯正課（2012） 「刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析 研究報告書」
- Fazel, S., Xenitidis, K., & Powell, J. (2008). The prevalence of intellectual disabilities among 12000 prisoners – A systematic review. *International Journal of Law and Psychiatry*, doi:10.1016/j.ijlp.2008.06.001